

かすみがうら市
一般廃棄物処理基本計画
(案)

令和7年3月改定

かすみがうら市

目次

第1章 基本的事項	1
1. 1 計画改定の趣旨	1
1. 2 適用範囲	2
1) 計画対象地域	2
2) 計画対象廃棄物	2
3) 計画目標年次	2
1. 3 法規制等	3
1) 法体系	3
2) 上位計画	4
3) 本計画の位置付け	7
第2章 地域概況	8
2. 1 位置と地勢	8
2. 2 人口動態	9
2. 3 産業構造について	10
2. 4 土地利用について	11
第3章 ごみ処理基本計画	12
3. 1 ごみ処理の現況	12
1) ごみ処理体制	12
2) ごみの排出量及びその処理の状況	17
3) 国、茨城県、本市計画との比較	23
4) ごみ処理行政の動向	25
5) ごみ処理に関する課題の整理	26
3. 2 基本理念及び目標	27
1) 基本理念及び基本方針	27
2) 計画数値目標	28
3) 施策体系	29
3. 3 ごみ処理基本計画	30
1) 市民・事業者・行政の協力体制づくりの推進	30
2) 排出抑制の推進	31
3) 教育・啓発活動の充実	32
4) 再生利用の推進	33

5) 収集・運搬計画	34
6) 中間処理計画	34
7) 最終処分計画	36
8) その他のごみ処理に関する計画	36
 第4章 生活排水処理基本計画.....	37
4. 1 生活排水処理の現況	37
1) 生活排水処理体制	37
2) 生活排水の排出量及び処理の状況	43
3) 国、茨城県、本市計画との比較	46
4) 生活排水処理に関する課題の整理	47
4. 2 基本理念・方針及び目標	48
1) 基本理念及び基本方針	48
2) 計画数値目標	49
3) 処理人口及び発生量の見込み	49
4) 施策体系	51
4. 3 生活排水処理基本計画	52
1) 市民・事業者・行政の協働体制づくりの推進	52
2) 排出抑制の推進	52
3) 教育・啓発活動の充実	52
4) 収集運搬計画	53
5) 安定した処理体制の構築	53
6) 資源化・最終処分計画	54
 第5章 計画の進捗管理.....	55

第1章 基本的事項

1. 1 計画改定の趣旨

近年、我が国では大量生産・大量消費型社会経済活動による、廃棄物の大量発生や環境負荷の増大、地球温暖化等の環境問題への反省から環境負荷の削減に向けた様々な取り組みが行われてきました。

国における法整備は「環境基本法（平成5年法律第91号）」や「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以降、「廃棄物処理法」といいます。）」が制定されました。また、廃棄物処理法の特例を定めた法律として、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの個別物品ごとにリサイクル法が制定されました。また、平成30年6月に示された循環型社会形成推進に関する事項を定めた第四次循環型社会形成推進基本計画では、地域循環共生圏形成による地域活性化やライフスタイル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。

茨城県では令和2年に第5次茨城県廃棄物処理計画を策定し、各主体と連携を図りながら、廃棄物の発生抑制や循環的利用の促進及び適正処理の確保に係るそれぞれの主体的な取組を推進します。

かすみがうら市（以降、「本市」といいます。）では平成27年3月に「かすみがうら市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、5年ごとに中間見直しを行うこととしており、前回の中間目標年次である令和元年度に改定をしました。（以降、「前計画」といいます。）

本計画は、前計画から5年経過した令和6年度を迎えたため、社会経済情勢の変化や各施策の進捗状況、現状と課題を踏まえ、前計画の検証、見直しを行うとともに、新たな課題に対応するため、計画の改定を行います。

1. 2 適用範囲

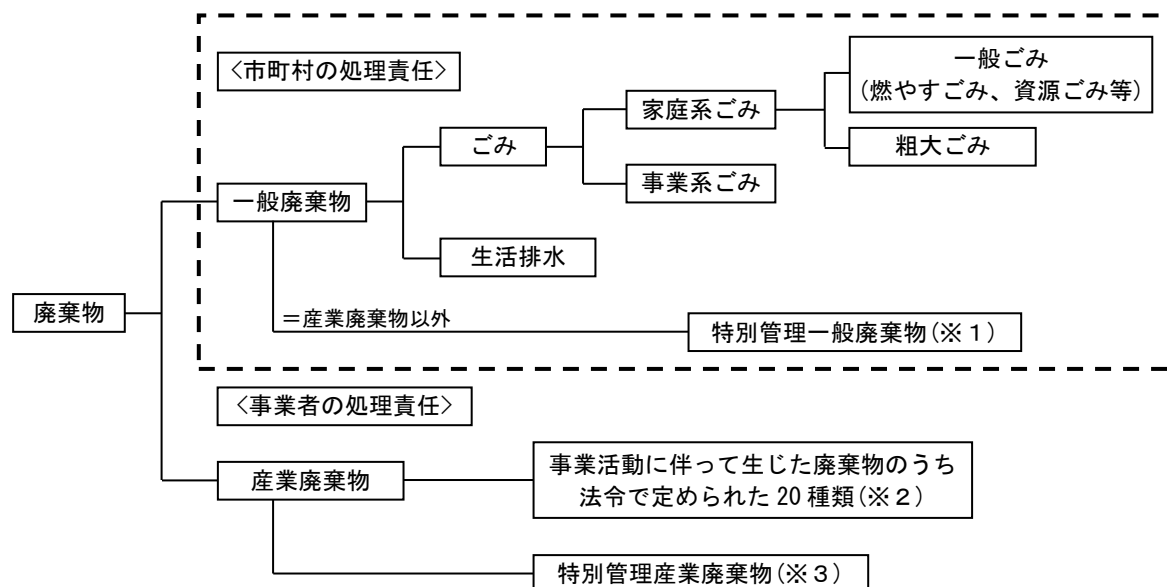
1) 計画対象地域

本計画の対象地域は、本市内全域とします。

2) 計画対象廃棄物

図 1-1 に廃棄物の区分を示します。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに区分されます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、一般廃棄物は市町村に処理責任があります。本計画では、一般廃棄物のごみと生活排水を対象とします。



※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2 燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物（コンクリート固化したものなど）、上記 20 種類の産業廃棄物を処分するために処理したものと、資源回収を目的として輸入された廃棄物（主に廃乾電池、ヨウ素含有廃触媒など）

※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

資料：環境省

図 1-1 廃棄物の区分

3) 計画目標年次

本計画は中間目標年次である令和 6 年度に見直しを行い、5 年後の令和 11 年度を最終計画目標年次とします。

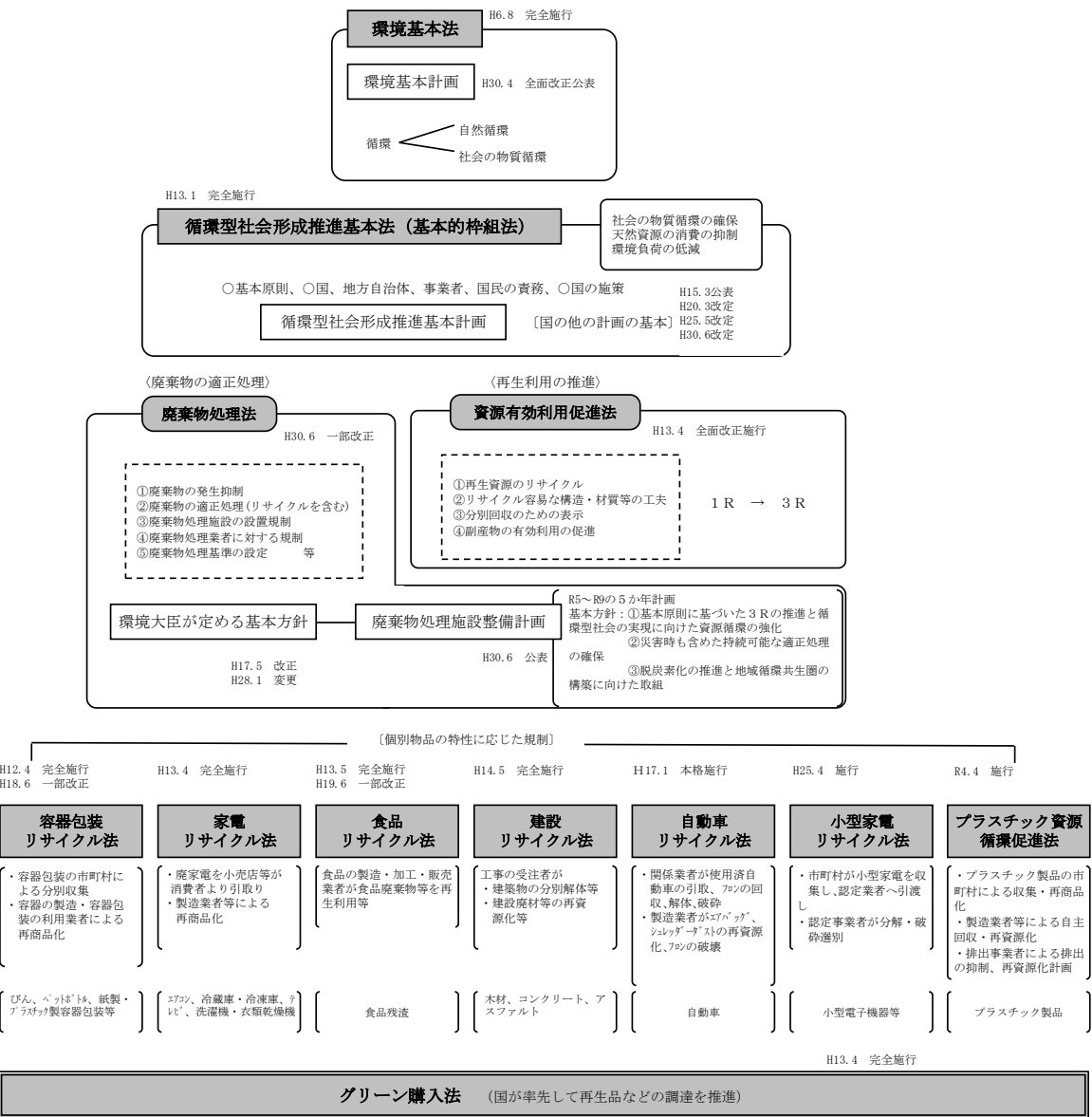
なお、計画策定の前提条件となっている諸条件に大きな変動があった場合は、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえ見直しを行います。また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検証し、必要に応じて新たな対応を講じていくものとします。

1. 3 法規制等

1) 法体系

図 1-2 循環型社会形成推進のための法体系を示します。

環境の保全についての基本理念を規定した「環境基本法」に則り、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として「循環型社会形成推進基本法」が制定されました。循環型社会の形成に向けて、廃棄物の適正処理に関する「廃棄物処理法」、再生利用の推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）」及び個別物品に応じたリサイクルに関する法律とともに実効性のある取り組みの推進を図っています。



資料：環境省（一部修正）

図 1-2 循環型社会形成推進のための法体系

2) 上位計画

(1) ごみ

① 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第15条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）」では、新たな計画として環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて概ね2025年までに国が講ずべき施策を示しています。循環型社会形成推進基本計画の目標値を表1-1に示します。また、「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）」の目標値も併せて示します。

② 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成13年環境省告示第34号、改正：平成28年告示第7号、変更：令和5年環境省告示第49号）（以降、「廃棄物処理基本方針」といいます。）」が定められています。廃棄物処理基本方針においては、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び循環的な利用を徹底したうえで、なお、適正な循環的な利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本としています。廃棄物処理基本方針の目標値を表1-1に示します。

③ 茨城県廃棄物処理計画

茨城県では、持続可能な循環型社会の形成に向けた廃棄物処理の取組を更に推進していくために「第5次茨城県廃棄物処理計画」を策定しています。第5次茨城県廃棄物処理計画では、県が今後、取り組むべき廃棄物処理施策の基本的な事項等を定める計画として、各主体と連携を図りながら、廃棄物の発生抑制や循環的な利用の促進、及び適正処理の確保に係るそれぞれの主体的な取組を推進します。茨城県廃棄物処理計画の目標値を表1-1に示します。

④ かすみがうら市総合計画

本市では、平成29年度以降の長期的な展望を示し、目指すべき将来像を実現するための行政運営の指針として、平成29年3月に「第2次かすみがうら市総合計画」を策定しています。第2次かすみがうら市総合計画では豊かな自然のもと、市民の安全・安心な暮らしを支えるまちづくりを進めるとともに、活力ある元気な地域へと発展させていくことを目指して、将来都市像を下記のとおりに定めています。また、かすみがうら市総合計画の目標値を表1-1に示します。

きらり輝く みず みどり 湖と山 笑顔と活気のふれあい都市 ～ 未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら ～

表 1-1 上位計画の目標値（ごみ）

項目	目標値
国の方針	【第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）】 目標年次：令和 7 年度 ＜一般廃棄物＞ 平成 12 年度比に対して、1 人 1 日当たりのごみの排出量を 28%削減する。 平成 12 年度：1,185g/人日⇒目標値：約 850g/人日 ＜家庭系ごみ＞ 平成 12 年度比に対して、1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量を 33%削減する。 平成 12 年度：653g/人日⇒目標値：約 440g/人日 ※家庭系ごみ排出量とは、集団回収、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量をいう。 ＜事業系ごみ＞ 平成 12 年度に対して、事業系ごみの排出量を 39%削減する。 平成 12 年度：1,799 万 t⇒目標値：約 1,100 万 t ※事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることから 1 事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」を指標とする。
	【第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月）】 目標年次：令和 12 年度 1 人 1 日当たりごみ焼却量 約 580g
	【廃棄物処理基本方針（令和 5 年 6 月）】 目標年次：令和 7 年度 ＜一般廃棄物＞ 平成 24 年度比に対して、年間排出量を約 16%削減する。 ＜家庭系ごみ＞ 平成 24 年度比に対して 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 440g/人日とする。 平成 24 年度：512g/人日⇒目標値：440g/人日 ※家庭系ごみ排出量とは、集団回収、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量をいう。 ＜排出量に対する再生利用の割合＞ 平成 24 年度比に対して約 28%に増加させる。 ＜最終処分量＞ 平成 24 年度比に対して、最終処分量を約 31%削減する。
茨城県の 方針	【第 5 次茨城県廃棄物処理計画（令和 3 年 3 月）】 目標年次：令和 7 年度 ＜一般廃棄物＞ 平成 30 年度に対して、1 人 1 日当りのごみ排出量を約 7%削減する。 平成 30 年 1,060g/人日⇒目標値 980g/人日 ＜再生利用率＞ 平成 30 年度に対して、約 6%削減する。 平成 30 年度：21.3%⇒目標値：約 20%以上 ＜最終処分量＞ 平成 30 年度に対して、約 5%以上削減する。 平成 30 年度：84 千 t⇒目標値：80 千 t 以下
本市の方針	【第 2 次かすみがうら市総合計画後期基本計画（令和 4 年 3 月）】 目標年次：令和 8 年度 ＜一般廃棄物＞ 1 人 1 日当たりのごみの排出量を 1,016g/人日にする。 令和 2 年度：1,159g/人日⇒1,016g/人日 ＜リサイクル率＞ 27.4%に増加させる。

（２）生活排水

① 社会資本整備重点計画

国は社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため社会資本整備重点計画を策定しています。これまで４次にわたる計画が策定されており、令和３年５月に第５次社会資本整備重点計画が策定されました。第５次社会資本整備重点計画では、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえつつ、汚水処理の早期概成に向けて、地域の実情に応じた最適な汚水処理施設の整備を推進するとしています。第５次社会資本整備重点計画に示されている汚水処理人口普及率の目標値を表１－２に示します。

② 茨城県生活排水ベストプラン

茨城県は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るために、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽といった汚水処理施設を最も効率的（ベスト）に配置して、整備や維持管理を進めるために生活排水ベストプランを策定しています。急激な人口減少や厳しい財政事情等といった社会情勢の変化に対応するとともに、さらなる事業の効率化を目指して、第４回改定を行いました。第４回改定生活排水ベストプランに示されている汚水処理人口普及率を表１－２に示します。

③ かすみがうら市総合計画

第２次かすみがうら市総合計画では、水質保全、水質汚濁防止のため、経済比較に基づく最適な整備手法による汚水処理の整備促進と維持管理、雨水排水設備の計画的な整備を進めるとしています。第２次かすみがうら市総合計画に示されている汚水処理人口普及率の目標値を表１－２に示します。

表 １－２ 上位計画の目標値（生活排水）

項目	目標値
国の方針	【第５次社会資本整備重点計画】 目標年次：令和８年度 ＜汚水処理人口普及率＞ 汚水処理人口普及率を 95.0％にする。 令和元年度：91.7％⇒目標値：95.0％
茨城県の方針	【第４回改定生活排水ベストプラン】 目標年次：整備完了時 ＜汚水処理人口普及率＞ 汚水処理人口普及率を 100％にする。 令和２年度末：86.0％⇒令和１４年度（中期計画目標年次）：93.4％⇒整備完了：100％
本市の方針	【第２次かすみがうら市総合計画】 目標年次：令和３年度 ＜汚水処理人口普及率＞ 汚水処理人口普及率を 91.0％にする。 平成 27 年度：89.5％⇒令和３年度：91.0％

※汚水処理人口普及率＝（下水道処理人口＋農業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽処理人口）／総人口

3) 本計画の位置付け

図 1-3 に本計画の位置付けを示します。

本計画は、関連する上位計画及び諸計画との整合性を図りながら、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に基づき策定します。

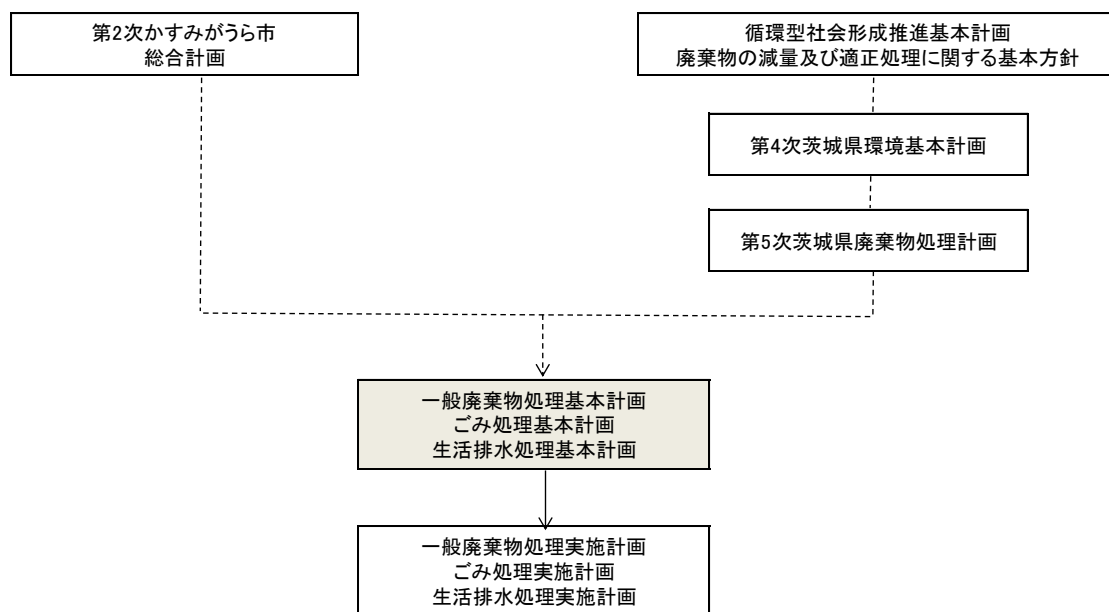


図 1-3 本計画の位置付け

第2章 地域概況

2. 1 位置と地勢

図 2-1 に本市の位置図を示します。

本市は、我が国第2位の面積を誇る湖「霞ヶ浦」と筑波山系南麓にはさまれ、首都東京へ約70km、県都水戸市へ約30km、つくば市へ約10kmの距離に位置しています。また、幹線交通網として、JR常磐線、千代田石岡インターチェンジが置かれている常磐自動車道、国道6号、国道354号を有するなど、田園都市ながら立地に恵まれています。



資料：第2次かすみがうら市総合計画

図 2-1 本市の位置図

2. 2 人口動態

表 2－1 及び図 2－2 に本市の人口及び世帯数の実績を示します。

本市の人口は年々減少しており、令和 5 年度は 40,173 人で平成 26 年度に比べて 3,199 人(7%)減少しています。世帯数は年々増加しており、平成 26 年度は 16,825 世帯で令和 5 年度に比べて 1,565 世帯増加しています。そのため、1 世帯当たりの人員は平成 26 年度が 2.58 人/世帯であったのに対し、令和 5 年度は 2.18 人/世帯に減少しています。その要因として少子高齢化や核家族、単独世帯の増加が影響していると考えられます。

表 2－1 人口及び世帯数の実績

平成/令和 年度	人口	世帯数	1 世帯当たり 人口 (人/世帯)
26	43,372	16,825	2.58
27	42,866	16,863	2.54
28	42,545	16,941	2.51
29	42,267	17,126	2.47
30	42,060	17,367	2.42
1	41,483	17,498	2.37
2	40,951	17,624	2.32
3	40,622	17,803	2.28
4	40,541	18,240	2.22
5	40,173	18,390	2.18

資料： かすみがうら市住民基本台帳人口より

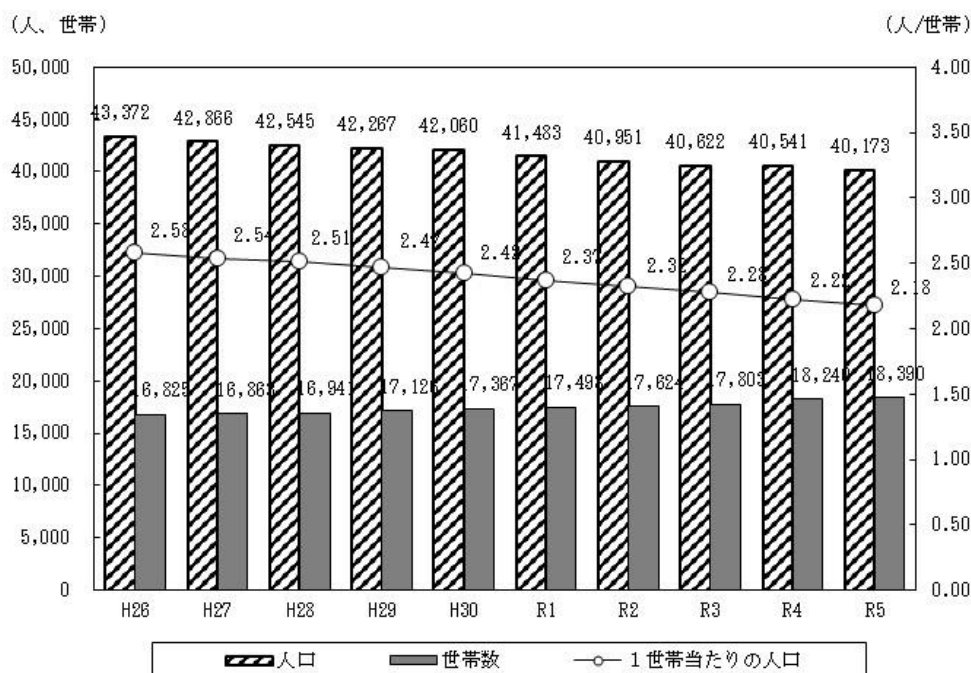


図 2－2 人口及び世帯数の実績

2. 3 産業構造について

表 2-2 に本市の産業構造を示します。

本市の産業構造は従業者数の約 60%が第三次産業に従っており、第三次産業が主体となっています。また、各産業の従事者数は横ばいで推移しています。

表 2-2 産業構造

単位：人、%

区 分	平成22年	平成27年	令和2年
総 数	22,603	21,264	20,455
第1次産業	2,007	2,245	2,145
A 農業, 林業	1,948	2,194	2,091
└うち農業	1,948	2,188	2,085
B 漁業	59	51	54
第2次産業	6,512	6,631	6,287
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	2	2	—
D 建設業	1,416	1,417	1,356
E 製造業	5,094	5,212	4,931
第3次産業	11,727	12,027	11,909
F 電気・ガス・熱供給・水道業	58	57	49
G 情報通信業	225	240	225
H 運輸業, 郵便業	1,455	1,470	1,533
I 卸売業, 小売業	3,063	3,059	2,816
J 金融業, 保険業	348	321	290
K 不動産業, 物品賃貸業	214	264	246
L 学術研究, 専門・技術サービス業	580	512	515
M 宿泊業, 飲食サービス業	759	768	739
N 生活関連サービス業, 娯楽業	726	714	628
O 教育, 学習支援業	765	749	793
P 医療, 福祉	1,815	2,171	2,401
Q 複合サービス事業	133	179	159
R サービス業(他に分類されないもの)	994	921	956
S 公務(他に分類されるものを除く)	592	602	559
T 分類不能の産業	2,357	361	114
第1次産業 就業者割合(%)	8.88	10.74	10.55
第2次産業 就業者割合(%)	28.81	31.72	30.91
第3次産業 就業者割合(%)	51.88	57.54	58.55

資料：総務省「令和2年国勢調査」、統計かすみがうら（令和5年度版）

注）就業者割合…産業ごとの就業者数÷「分類不能の産業」を除く就業者総数

注）四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

2. 4 土地利用について

表 2-3 及び図 2-3 に本市の土地利用状況について示します。

本市の土地利用は、田と畑で 53%以上を占めており、住宅の面積は僅か 13.1%となっています。

表 2-3 土地利用状況

区分	総面積	田	畑	住宅	山林	原野	雑種地	その他
面積 (ha)	10,071	2,285	3,069	1,324	2,321	252	815	5
構成比 (%)	100.0	22.7	30.5	13.1	23.0	2.5	8.1	0.05

※端数処理の関係上、構成比の合計が 100%になりません。

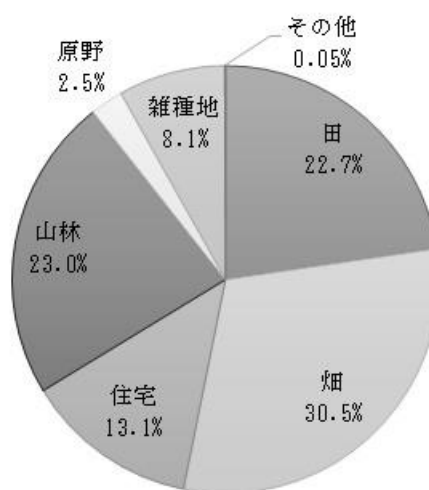


図 2-3 土地利用状況

資料：統計かすみがうら（令和 5 年度版）※税務課調べ

第3章 ごみ処理基本計画

3. 1 ごみ処理の現況

1) ごみ処理体制

(1) ごみ処理フロー

図 3-1 に本市のごみ処理フローを示します。

本市で発生したごみは、プラスチック製容器包装、古紙類、古布を除き広域ごみ処理施設である霞台厚生施設組合クリーンセンター（以下、「霞台クリーンセンターみらい」といいます。）で中間処理を行っています。中間処理後の焼却残渣や蛍光灯・電球などは、民間の資源化処理施設で資源化を行っています。また、不燃性残渣は民間の最終処分施設で埋立による最終処分を行っています。

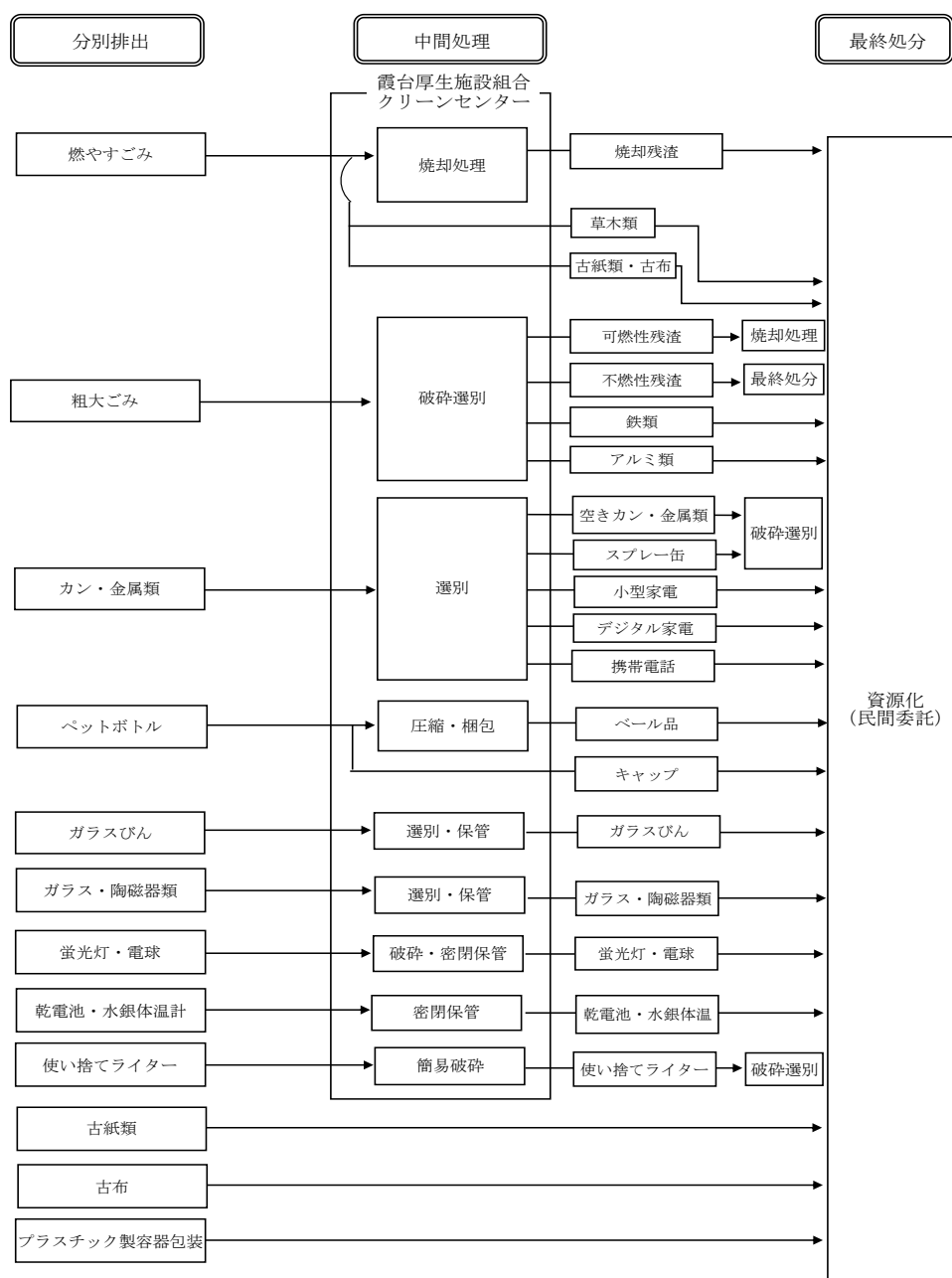


図 3-1 ごみ処理フロー

(2) 分別区分

表 3-1 に本市の分別区分を示します。

各地区の集積所では 15 区分の分別区分を設けて家庭系ごみの収集を行っています。集積所に排出不可の粗大ごみ等は、霞台クリーンセンターみらいに市民自ら搬入を行っています。また、霞台クリーンセンターみらいで処理不可能なごみについては、取り扱いメーカーや専門の処理業者に処理を依頼するように市民に呼びかけを行っています。

表 3-1 分別区分

分別区分		品目	
集積所に排出可能	燃やすごみ	生ごみ、紙くず、ビニール製品、草木類（20kg 未満）、革製品、吸い殻、CD、ビデオテープ、布団（シングルサイズ以下）、風呂用品、プラスチック製のおもちゃ等	
	蛍光灯・電球	蛍光管（直管型・丸管型・電球型等）、水銀灯電球、白熱電球、常夜球、点灯管（グロー管）	
	乾電池・水銀体温計	乾電池、ボタン電池、充電式乾電池、二次電池、水銀体温計	
	使い捨てライター	使い捨てライター、多目的ライター	
	ガラス・陶磁器類	板ガラス、強化ガラス、耐熱ガラス、鏡、瀬戸物、陶磁器類	
	その他びん	無色・茶色以外のガラス製のびん（青、緑、黒、その他の色）、ワイン等の薄い色のびんを含む	
	無色ビン	無色透明のガラス製のびん（無色の一升ビン、牛乳びん、びん詰め用のびん等）	
	茶色ビン	茶色のガラス製のびん（栄養ドリンクのびん、ビールびん等）	
	カン・金属類	缶類、アルミ箔、小型家電製品、調理器具、工具類（金属製）、スプレー缶、カセットガスボンベ、小さな金属くず、LED 電球	
	ペットボトル	ペットボトル	
	雑誌・紙パック・その他紙	漫画本、専門紙、小説、参考書、辞典、小冊子等、アルミ加工がされていない紙パック、包装紙・菓子箱等	
	古布	古着類、シャツ、ズボン、セーター、肌着、靴下、シーツ、カーテン、布団カバー	
	プラスチック製容器包装	プラスチック容器、発泡スチロール容器、カップラーメン容器、シャンプー容器、洗剤容器等	
	新聞紙・段ボール	新聞紙、チラシ、書類、段ボール	
集積所に排出不可	自己搬入	粗大ごみ	長さ 1.5m 以上、または重さ 20kg 以上の物の粗大ごみ
		収集困難物	多量ごみ、バッテリー、破砕困難物（モーター、ポンプ類）
	処理不可	リサイクル家電	エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン
		産業廃棄物	産業廃棄物
		建築廃材	コンクリートがれき、ブロック、鉄骨、材木等
		医療廃棄物	メス、注射器等
		危険・有害ごみ	ガスボンベ、消火器、薬物、劇物、塗料、オイル等

資料：本市ごみ収集カレンダー

(3) 収集・運搬体制

表 3-2 に本市の収集・運搬体制を示します。

本市のごみは定期的に各地区に設けられた集積所で収集を行っています。集積所からの収集・運搬は民間事業者に委託をしています。

燃やすごみは指定ごみ袋、また、プラスチック製容器包装は市販の透明のビニール袋で排出することができますが、集積所ではそれ以外の袋で排出されていることも多く、また、他地区からのごみの持ち込み等も多々見受けられます。

表 3-2 収集・運搬体制

収集品目	収集容器	収集回数	収集主体及び手数料
燃やすごみ	指定ごみ袋	週 2 回	委託（無料※ ¹ ）
蛍光灯・電球	コンテナ	奇数月 1 回	
乾電池・水銀体温計			
使い捨てライター			
ガラス・陶磁器類		偶数月 1 回	
その他びん		月 1 回	
無色びん		月 1 回	
茶色びん		月 1 回	
カン・金属類		月 2 回又は月 3 回	
ペットボトル		月 2 回又は 3 回	
雑誌・紙パック・その他紙		ヒモで十字に束ねる	
古布	市販の透明のビニール袋 又はヒモで十字に束ねる	月 2 回又は 3 回	
プラスチック製 容器包装	市販の透明のビニール袋 (半透明不可)	月 2 回	
新聞紙・段ボール	ヒモで十字に束ねる	月 2 回	
粗大ごみ	－	月 1 回	委託（無料※ ¹ ） 自己搬入（有料※ ² ）

資料：本市ごみ収集カレンダー

※1 収集及び処理手数料が無料

※2 処理手数料が有料

(4) 処理施設

表 3-3 に霞台クリーンセンターみらいの施設諸元を示します。

令和3年度から霞台クリーンセンターみらいで処理を行っております。霞台クリーンセンターみらいの運営については、霞台厚生施設組合で行っており、構成市町は石岡市、小美玉市、茨城町、本市になっています。

資源化施設及び最終処分施設の施設諸元を表 3-4 及び表 3-5 に示します。資源化施設及び最終処分施設は民間の処理施設を使用しています。

表 3-3 霞台クリーンセンターみらいの施設諸元

施設		内容
焼却処理施設	竣工年月	令和3年4月 稼働開始
	形式	全連続式焼却炉
	処理能力	107.5 t / 日 × 2 基
不燃・粗大処理施設	竣工年月	令和3年4月 稼働開始
	形式	高速回転破碎機
	処理能力	20 t / 5 h
ペットボトル処理施設	竣工年月	令和3年4月 稼働開始
	形式	圧縮・梱包処理
	処理能力	2 t / 5 h
所在地		小美玉市高崎 1824-2

表 3-4 資源化施設の施設諸元

施設名	新日本電工(株) 鹿島工場	メルテックいわき(株)	ツネイシカムテックス(株) 埼玉工場
処理方法	溶融処理	溶融処理	焼成処理
処理物	飛灰固化物	焼却灰	焼却灰
委託処理量	4,000 t /年	300 t /年	2,000 t /年
所在地	茨城県鹿嶋市光 4	福島県いわき市四倉町字 芳ノ沢 1-75	埼玉県大里郡寄居町大字 三ヶ山 250-1

表 3-5 最終処分施設の施設諸元

施設名	管理型最終処分場第 5 工区
事業者	向洋産業(株)
形式	管理型最終処分（埋立）
埋立物	不燃残渣
埋立面積	54,279 m ²
埋立容量	815,400m ³
所在地	茨城県北茨城市関南町神岡下金ヶ峰 2700-2

資料：霞台厚生施設組合 一般廃棄物処理計画（令和 6 年度） 一部抜粋

2) ごみの排出量及びその処理の状況

(1) ごみの排出量

① ごみ総排出量の実績

図 3-2 に本市のごみ総排出量の推移を示します。

家庭系ごみは、令和元年度から令和 2 年度にかけて 715 t が増加しましたが、令和 3 年度以降は減少傾向で令和 5 年度の排出量は 9,823 t となっています。事業系ごみは令和元年度から令和 2 年度にかけて 324t が減少しましたが、令和 3 年、4 年度は前年より増加し、令和 5 年度は再度減少に転じ 4,836t となっています。令和 5 年度のごみ総排出量は過去 5 年間で 1 番少ない 14,659t となっています。

令和元年度から令和 5 年度の 1 人 1 日当たりごみ排出量は減少傾向になっており、令和 5 年度は 1,000g/人日となっています。減少した要因として令和 3 年度より焼却先が霞台厚生施設組合になり分別の項目が変わったこと、燃やすごみの指定ごみ袋が導入されたことがあげられます。

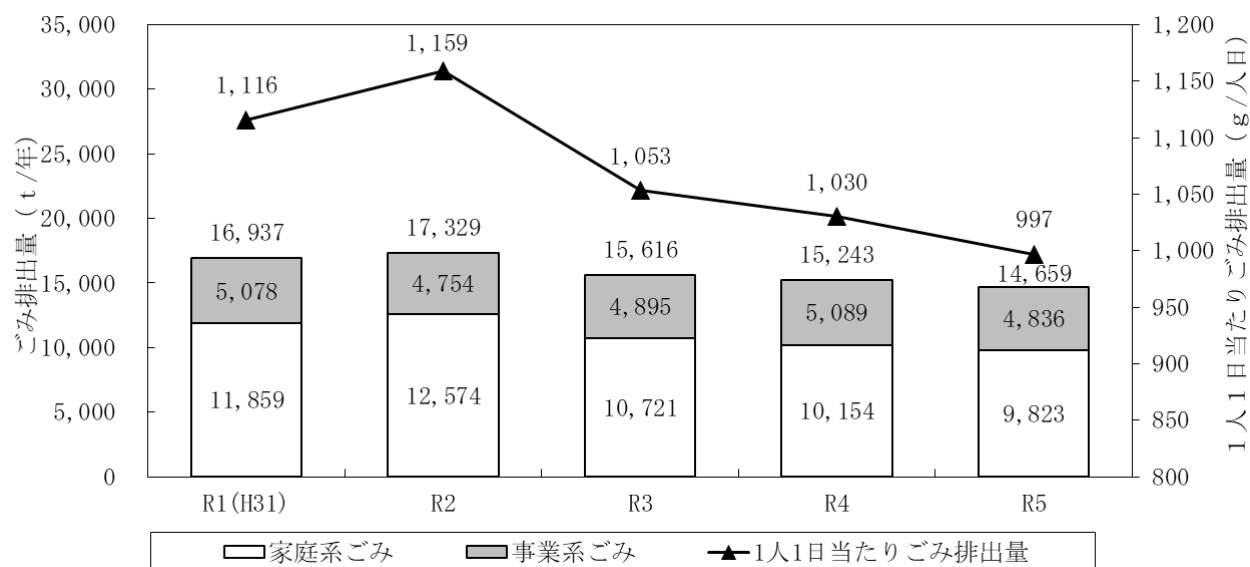
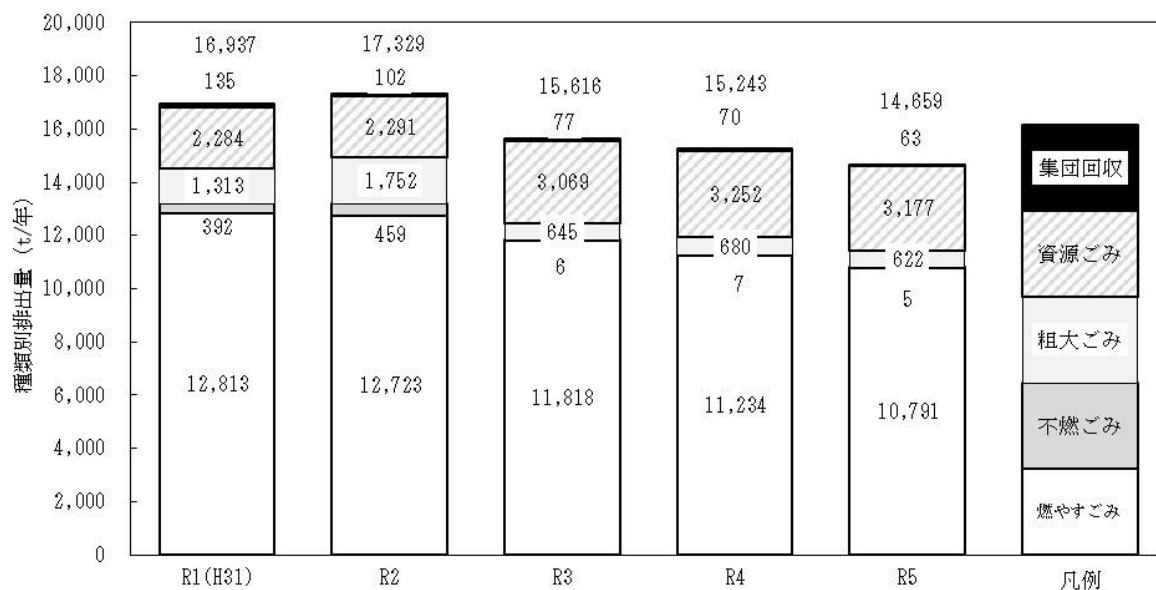


図 3-2 ごみ総排出量の推移

② 種類別排出量

図 3-3 に種類別排出量の推移を示します。

燃やすごみは、令和元年度から令和 5 年度にかけて排出量は減少傾向になっており、令和 5 年度の排出量は、10,791t となっています。不燃ごみは令和 3 年度に処理施設が変わったことに伴い、代わりに資源ごみの排出量が増加しました。資源ごみは増加傾向にあり、令和元年度の排出量は令和 5 年度に比べて 893t 増加の 3,177t となっています。集団回収は減少傾向になっており、令和 5 年度の排出量は令和元年度に比べて 72 t 減少の 63 t となっています。



※凡例の分別区分は以下のとおりです。

燃やすごみ：燃やすごみ（剪定枝を含む）

粗大ごみ：可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ

不燃ごみ：（令和 2 年度まで）カン・金属類、ガラス・陶磁器、蛍光灯・電球、乾電池・体温計
（令和 3 年度から）事業系一般廃棄物のカン・金属類のみ

資源ごみ：草木類、茶色ビン、無色ビン、その他のビン、カン・金属類、ガラス・陶磁器、蛍光灯・電球、乾電池・体温計、プラスチック製容器包装、ペットボトル、雑誌・紙パック・その他紙、新聞紙・段ボール・チラシ、古布

集団回収：集団回収

図 3-3 種類別排出量の推移

(2) 中間処理

① ごみ性状

表 3-6 及び図 3-4 に霞台クリーンセンターみらいに搬入された燃やすごみの組成分析結果を示します。

6 組成分析結果より令和 5 年度は、燃やすごみの中には紙・布類が約 48%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が約 30%含まれており、資源可能な紙・布類やプラスチック類が多く含まれていると考えられます。3 組成分析結果より、水分が約 40%を占めています

表 3-6 霞台クリーンセンターみらいに搬入された燃やすごみの組成分析結果

測定項目		単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平均
6 組成分析	紙・布類	%	43.08	32.80	53.36	50.00	47.77	45.40
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類		24.68	31.68	25.13	24.98	27.55	26.80
	木・竹・ワラ類		16.13	21.10	9.47	8.25	7.26	12.44
	ちゅう芥類		8.83	7.05	6.49	7.28	9.13	7.76
	不燃物類		3.85	3.28	1.66	3.13	4.42	3.27
	その他		3.43	4.09	3.89	6.36	3.87	4.33
	合計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
単位容積重量		kg/m ³	211.75	159.75	127.33	136.33	143.83	155.80
3 組成分析	水分	%	43.89	48.58	41.46	39.56	39.48	42.59
	灰分		7.43	6.55	5.56	7.77	8.19	7.10
	可燃分		48.68	44.87	52.98	52.67	52.33	50.31
発熱量	低位発熱量-1 (計算値) ※1	kcal/kg	1,930	1,730	2,452	2,475	2,494	2,216
		kJ/kg	8,075	7,238	10,261	10,353	10,436	9,273
	低位発熱量-2 (計算値) ※2	kcal/kg	2,380	2,248	2,144	2,134	2,119	2,205
		kJ/kg	9,958	9,405	8,971	8,931	8,859	9,225

※1 低位発熱量-1 (計算値) は環整第 95 号別紙 2-1 による計算結果です。

※2 低位発熱量-2 (計算値) はごみ処理施設構造指針解説 昭和 62 年 8 月 25 日による計算結果です。

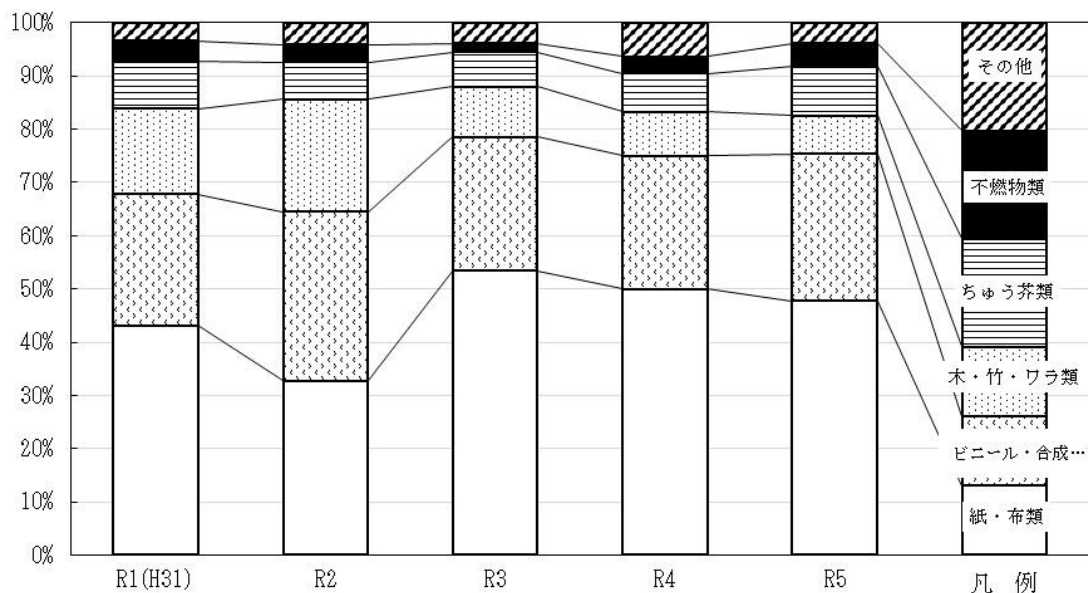


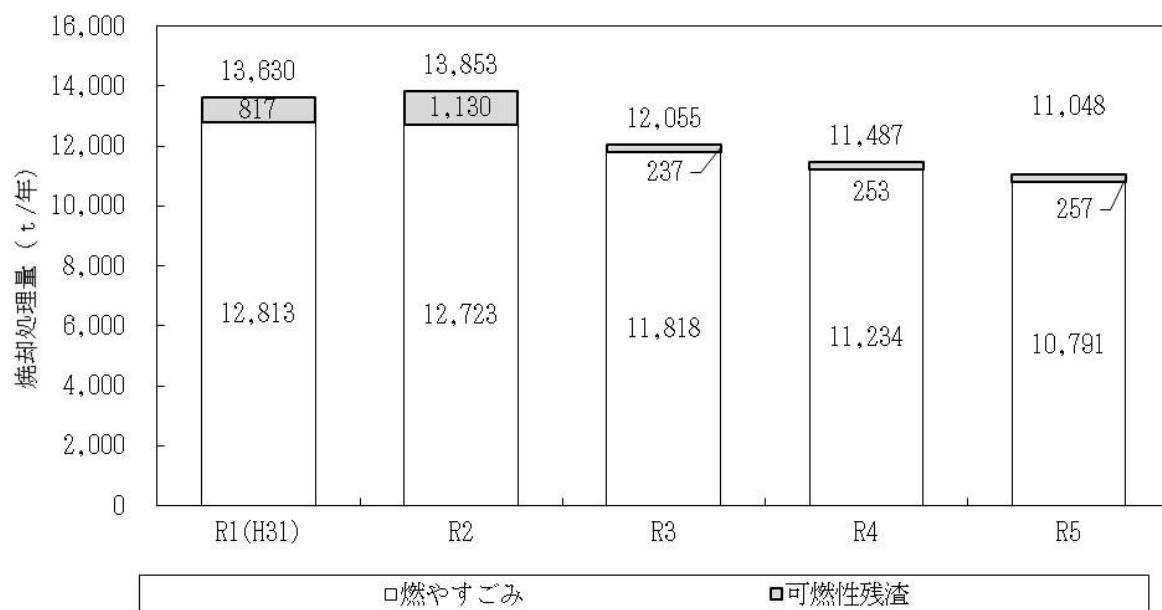
図 3-4 霞台クリーンセンターみらいに搬入された燃やすごみの組成分析結果

② 焼却処理

図 3-5 に焼却処理量の推移を示します。

燃やすごみとして霞台クリーンセンターみらいに持ち込まれたもののうち、資源化可能な状態の古紙、古布、草木類を取り除いた燃やすごみ及び破碎・選別処理施設から発生する可燃性残渣は焼却処理されます。

焼却処理される燃やすごみは減少傾向にあり、令和 5 年度では 10,791t となっています。また、可燃性残渣は令和 3 年度から霞台クリーンセンターみらいの中間処理に変わったことにより減少しており、令和 5 年度は令和元年度に比べて 560t 減少して 257t となっています。総焼却処理量は令和 3 年度に減少しその後は横ばいで推移しており、令和 5 年度は 11,048t となっています。



※令和 3 年度以降、高分子ごみの取り扱い無し

図 3-5 焼却処理量の推移

図 3-6 に焼却残渣量と焼却残渣率の推移を示します。

焼却残渣量は減少傾向で推移しており、令和 5 年度は令和元年度に比べて 436t 減少して 1,208t 発生しています。また、焼却残渣率は令和 5 年度は 10.9%に減少しました。

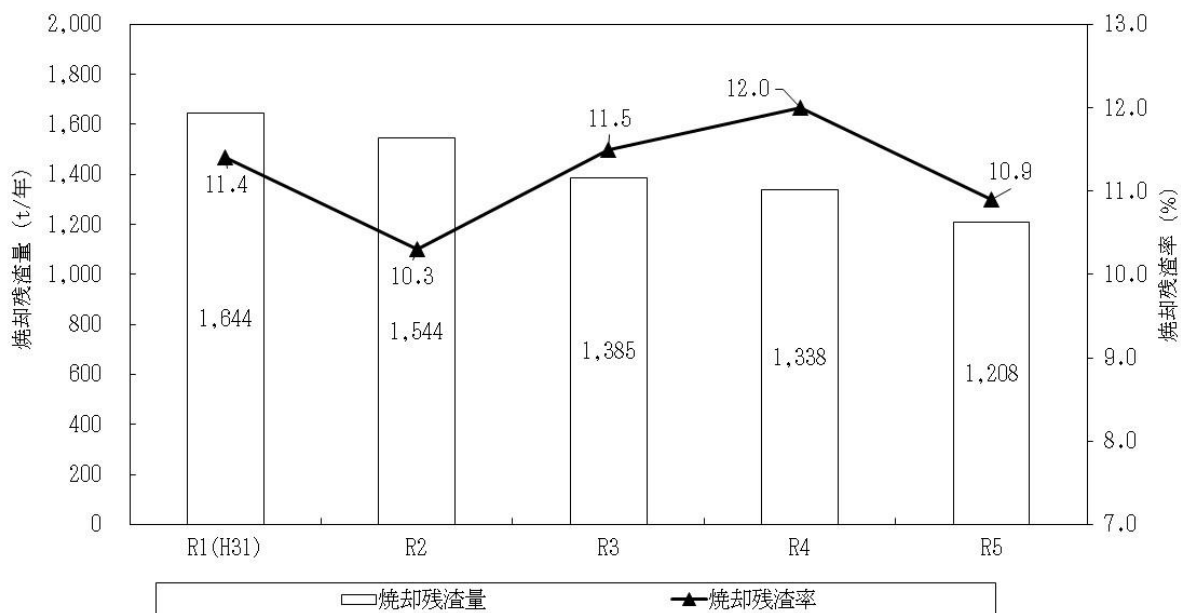


図 3-6 焼却残渣量と焼却残渣率の推移

③ 資源化量と資源化率

図 3-7 に資源化量と資源化率の推移を示します。

直接資源化量と草木堆肥化量は概ね横ばいにあります。中間処理後資源化量と溶融処理量は増加傾向で推移しています。集団回収量は減少傾向となっています。資源化率は令和 3 年に震災クリーンセンターみらいに移行したことに伴い、令和 5 年度は 30.0%と増加しています。

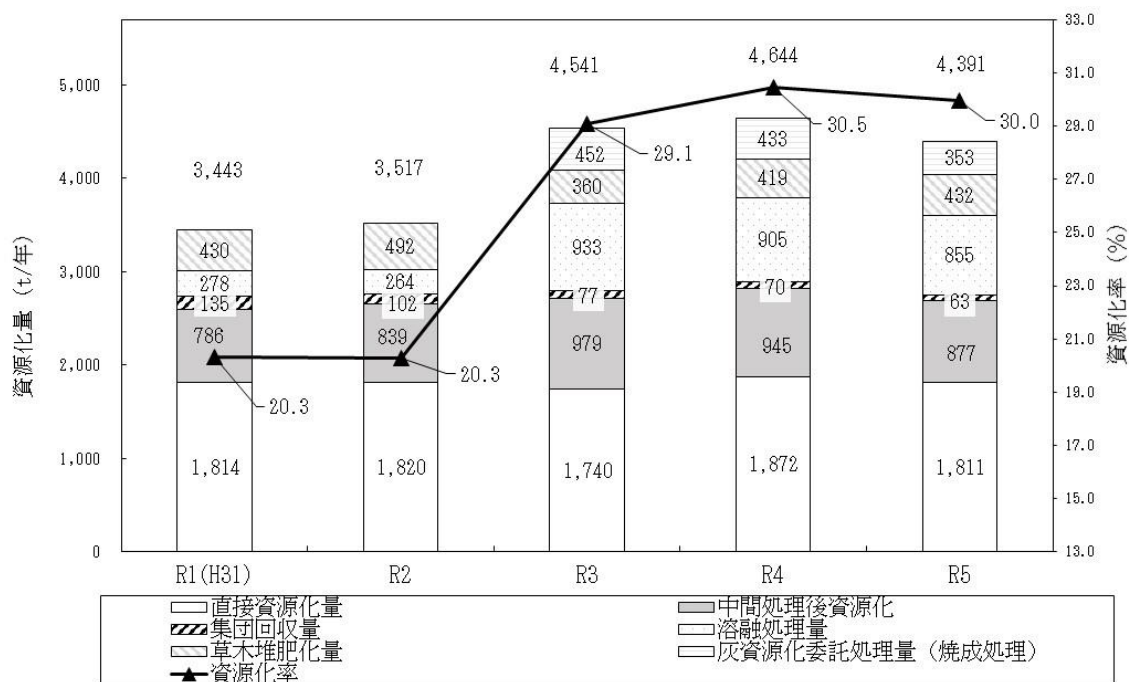


図 3-7 資源化量と資源化率の推移

④ 最終処分

図 3-8 に最終処分量と最終処分率の推移を示します。

最終処分量及び最終処分率は令和 3 年度より大幅に減少しています。最終処分量の減少理由として、破碎、埋立していたガラス・陶磁器類を資源ごみとして分別して資源化するようになり、また、霞台クリーンセンターみらいから排出される焼却残渣を民間の資源化処理施設で資源化を進めているためです。

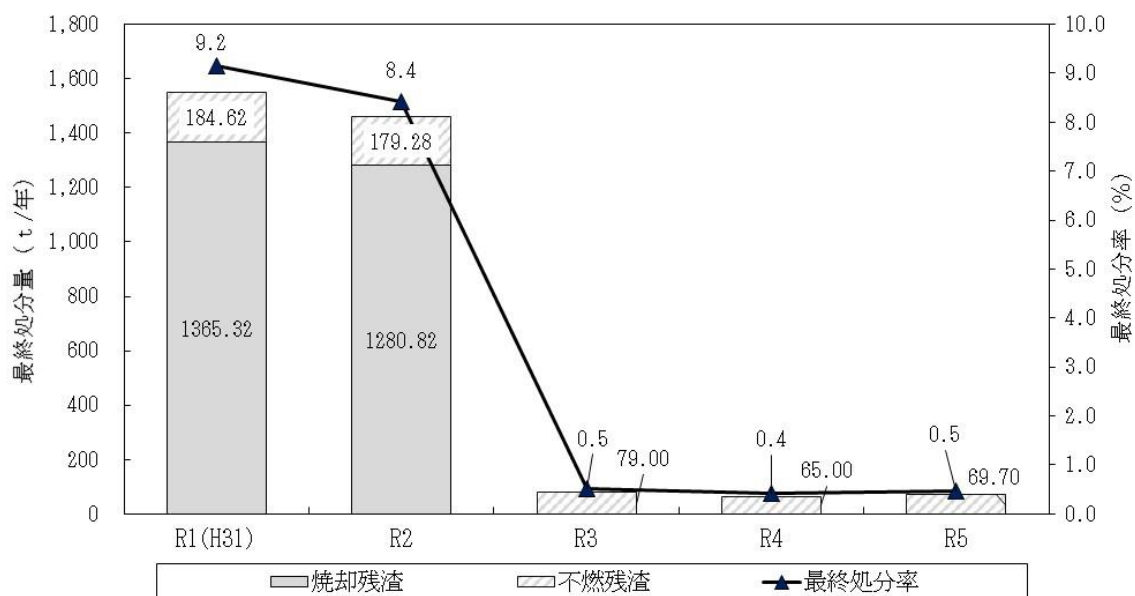


図 3-8 最終処分量と最終処分率の推移

3) 国、茨城県、本市計画との比較

(1) 計画の目標値

① 1人1日当たりのごみ排出量（事業系ごみを含む）

図 3-9 に 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移を示します。

本市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は、国、茨城県の平均値に比べて高い値で推移しており、令和 4 年度では、国に対しては 150g/人日、茨城県に対しては 82g/人日多くなっています。

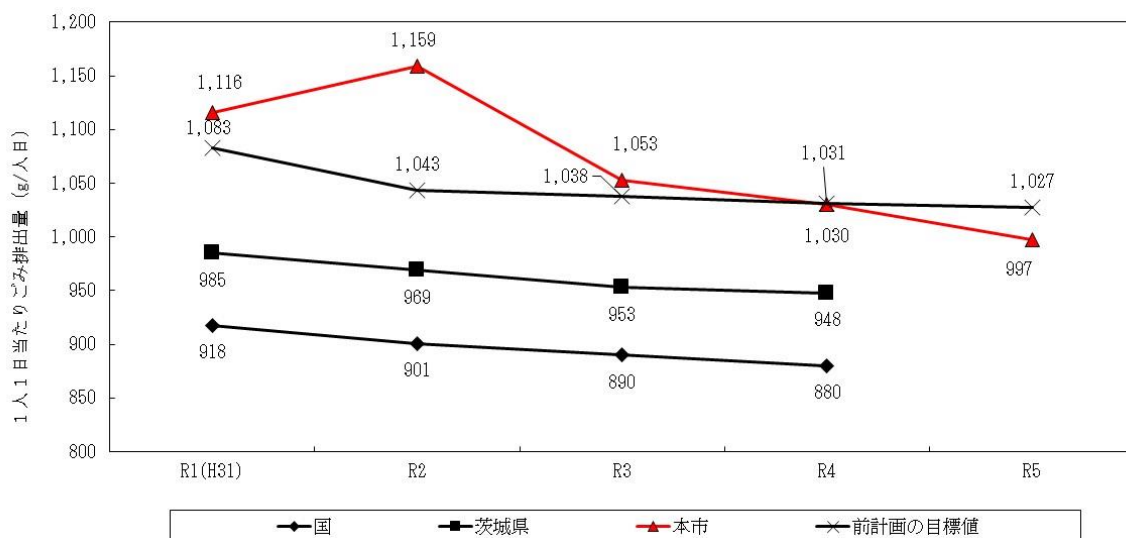


図 3-9 1人1日当たりのごみ排出量の推移

※国及び茨城県の値は「環境省 一般廃棄物処理実態調査」によります。以下同様とします。

② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみを含む）

図 3-10 に 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推移を示します。

本市の令和 4 年度の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、686g/人日となっています。令和 4 年度の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、国に比べて 190g/人日多く、茨城県に比べて 3g/人日少なくなっています。

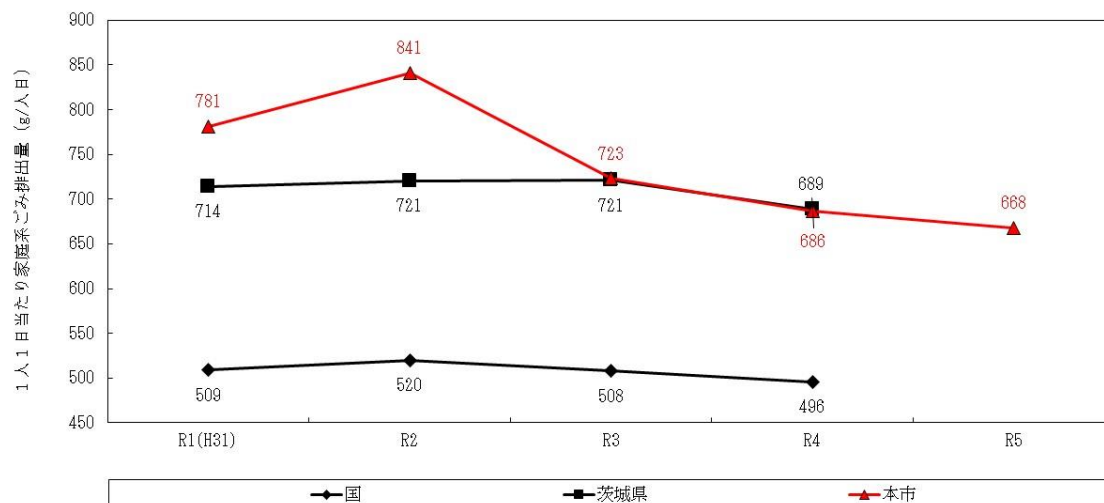


図 3-10 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

③ 資源化率

図 3-1 1 に資源化率の推移を示します。

本市の資源化率は令和 2 年度までは減少傾向にあり、令和 2 年度は茨城県の平均値より低くなっていました。令和 3 年度より霞台クリーンセンターみらいでの運用を開始したため、ガラス・陶磁器類などを資源物に分類し、さらに焼却残渣を熔融処理後に資源化したことで令和 3 年度以降は国及び茨城県の数値を上回っています。

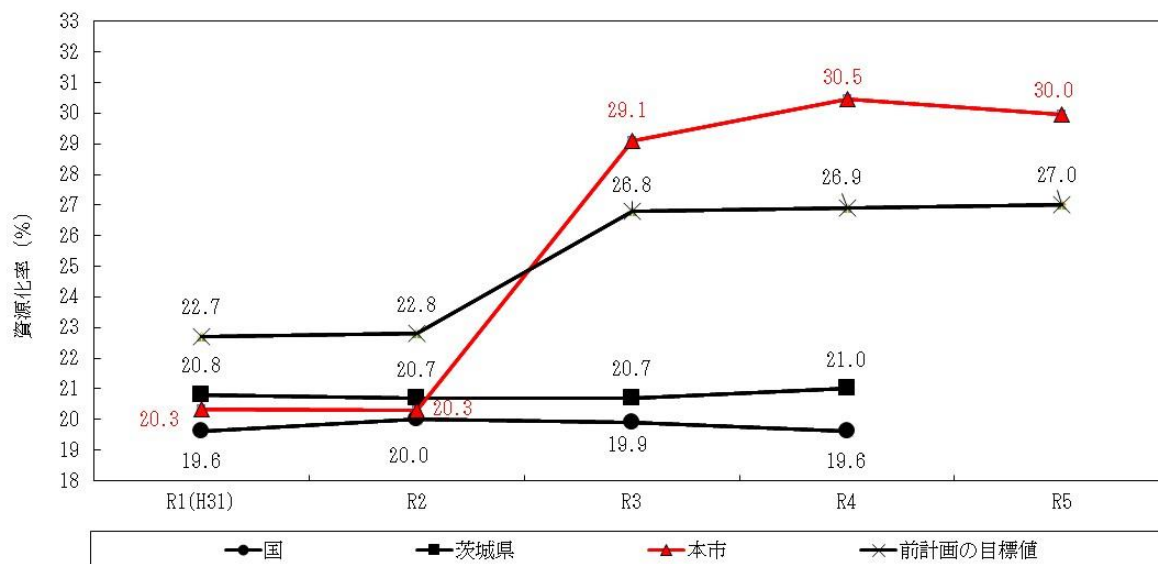


図 3-1 1 資源化率の推移

④ 最終処分率

図 3-1 2 に最終処分率の推移を示します。

本市の最終処分率は、令和 2 年度以降国平均値を下回っています。茨城県平均値と比較すると令和 3 年度以降低い状況にあります。

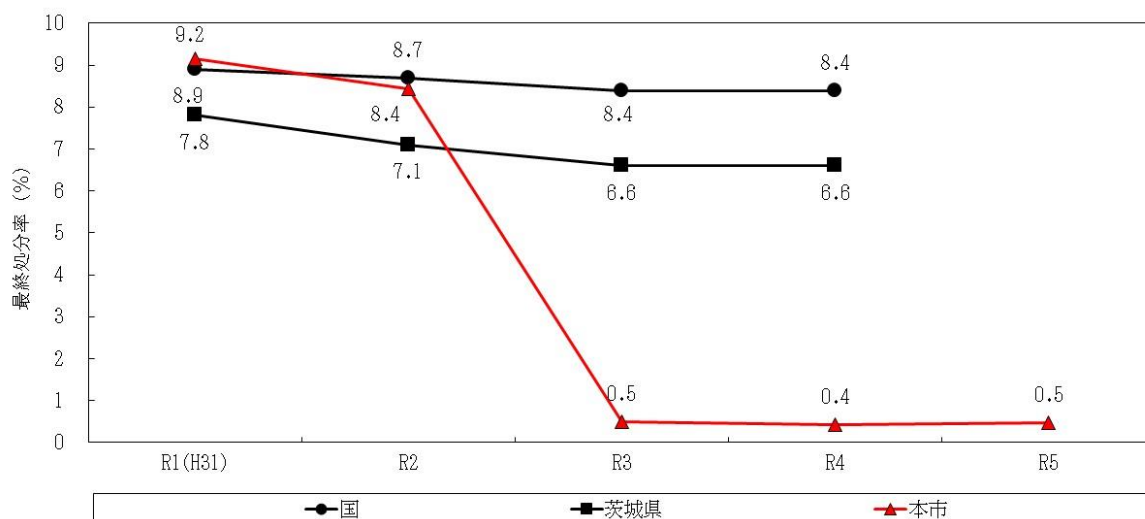


図 3-1 2 最終処分率の推移

4) ごみ処理行政の動向

表 3-7 及び図 3-13 にごみ処理の比較・評価（全国類似市町村との比較）を示します。

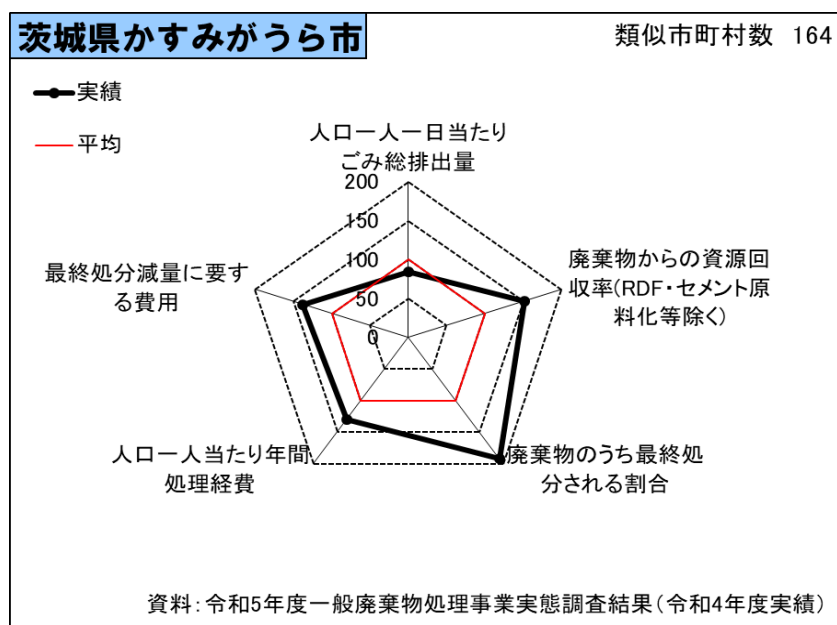
本市と類似市町村との比較は環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて行います。

人口 1 人 1 日当たりのごみ総排出量は、類似市町村が平均 0.865kg/人日であるのに対し、本市は 0.997kg/人日と多い結果となっています。その他の指標については本市が優れている結果となっています。

表 3-7 ごみ処理の比較・評価（全国類似市町村との比較）

標準的な指標		人口 1 人 1 日当たり ごみ総排出量 (kg/人日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント原料化 等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される 割合 (t/t)	人口 1 人当たり 年間処理経費 (円/人年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
類似市町村	平均	0.865	0.208	0.05	13,659	42,643
	最大	1.236	0.563	0.155	27,510	72,451
	最小	0.601	0.05	0	5,007	15,616
	標準偏差	0.133	0.084	0.041	3,716	11,357
本市実績		0.997	0.316	0.004	9,568	26,276
指数値		84.7	151.9	192.0	130.0	138.4

資料：「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和 4 年度実績版、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」



資料：「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和 4 年度実績版、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」

図 3-13 ごみ処理の比較・評価（全国類似市町村との比較）

5) ごみ処理に関する課題の整理

(1) ごみの排出における課題

本市の1人1日当たりごみ排出量は国や茨城県の平均より少なく、前計画の目標値より低い値となっています。これは家庭系、事業系ともに燃やすごみの減量化が進んでおり、粗大ごみ量が減少していることが考えられます。

更なる減量化を考えたとき、燃やすごみの中には分別すれば資源として再生利用可能なものが含まれており、集積所では、他の地区からのごみの持ち込みやルールが守られずに排出されるごみが多々見受けられるため、今後ごみの発生、排出段階における抑制に取り組むとともに分別及び排出ルールを徹底していく必要があります。

(2) 中間処理における課題

石岡市、小美玉市、茨城町とともに霞台厚生施設組合を構成し、令和3年度から霞台クリーンセンターみらいが稼働中です。引き続き構成市町及び同組合と協力し安定的な中間処理を行っていく必要があります。

(3) 資源化における課題

本市の資源化率は、令和3年度以降は国及び茨城県の平均値を上回っており、前計画の目標値である資源化率についても達成しています。

今後も分別区分、資源化率の向上に取り組んでいく必要があります。特に燃やすごみには資源化可能なものが多く含まれることから、資源ごみとしての分別排出を徹底する必要があります。また、草木類の資源化を引き続き実施する必要があります。

(4) 最終処分における課題

本市は最終処分場を有しておらず、不燃残渣は民間の最終処分場で埋立処分を行っています。今後も霞台厚生施設組合及び構成市町とともに最終処分量の低減化を図り、将来にわたる最終処分先の確保を検討する必要があります。また、最終処分委託先で適正に埋立処分されているかを継続して確認する必要があります。

3. 2 基本理念及び目標

1) 基本理念及び基本方針

前計画の基本理念である「みんなでごみゼロ大作戦！～きらきら 豊かなめぐみ野 かすみ がうら～」を「第2次かすみがうら市総合計画」にある将来都市像を踏襲し、「みんなでごみゼロ大作戦！～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら～」とします。また、基本理念を具現化するために下記のとおり3つの基本方針を設定し、持続可能な開発目標（SDGs）も考慮しながら、本計画に掲げる施策を推進していきます。

【基本理念】

みんなでごみゼロ大作戦！
～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら～

【基本方針】

基本方針1：市民・事業者・行政の役割分担によるごみ発生抑制・資源化の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、お互いに協力して発生抑制、減量化・資源化を推進していくための協力体制づくりを推進していきます。

基本方針2：効率的な資源循環の推進

市民・事業者が参加しやすく、円滑な資源回収が行える仕組みを作るとともに、効率的な収集・運搬体制の整備を行います。広域ごみ処理施設の運営を行い、構成4市町で更なる資源循環の取組みについて連携を図っていきます。

基本方針3：環境の負荷を抑えたごみ処理事業の推進

排出抑制、循環的利用を徹底したうえで、なお循環的な利用が行われないものについては、適正に処理を行います。廃棄物をより適正に処理していくために、災害廃棄物の処理体制の構築や不法投棄対策、将来にわたる最終処分先の確保検討などを推進していきます。

2) 計画数値目標

国及び茨城県の計画、本市の分別収集計画及びごみ処理の実績等を参考に、本市の減量化・資源化の目標を以下のとおり設定します。

目標 1 ごみ減量化目標

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は令和5年度比（668g/人日）で目標年次は令和11年度とし、令和10年度実績までに約5%（635g/人日）を削減します。

・これまで事業系を含んだ1人当たりのごみ排出量を目標値としていましたが、市内の事業が活発化するのと比例してごみ排出量は増加する関係にあることから、図3-14のとおり家庭系ごみの1人当たりのごみ排出量に限定し、令和5年度実績を基準に年1%減を目標とします。

目標 2 資源化率目標

資源化率は令和5年度比（30.0%）で目標年次は令和11年度とし、令和10年度実績までに約1%増（31.0%）を目指します。

・本市の資源化率は、国及び茨城県に比べて大きく上回っており、図3-15のとおり更なるごみの資源化（事業系含む）を目標年までに1%増を目標とします。

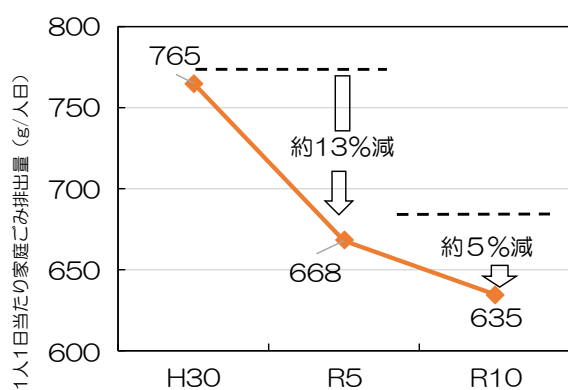


図 3-14 ごみ減量化目標

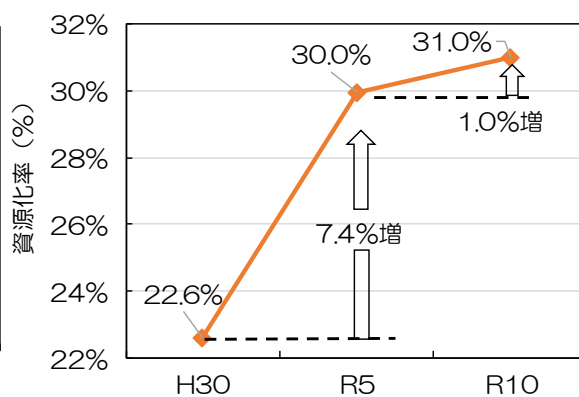


図 3-15 資源化率目標

3) 施策体系

図 3-16 にごみ処理基本計画の体系図を示します。

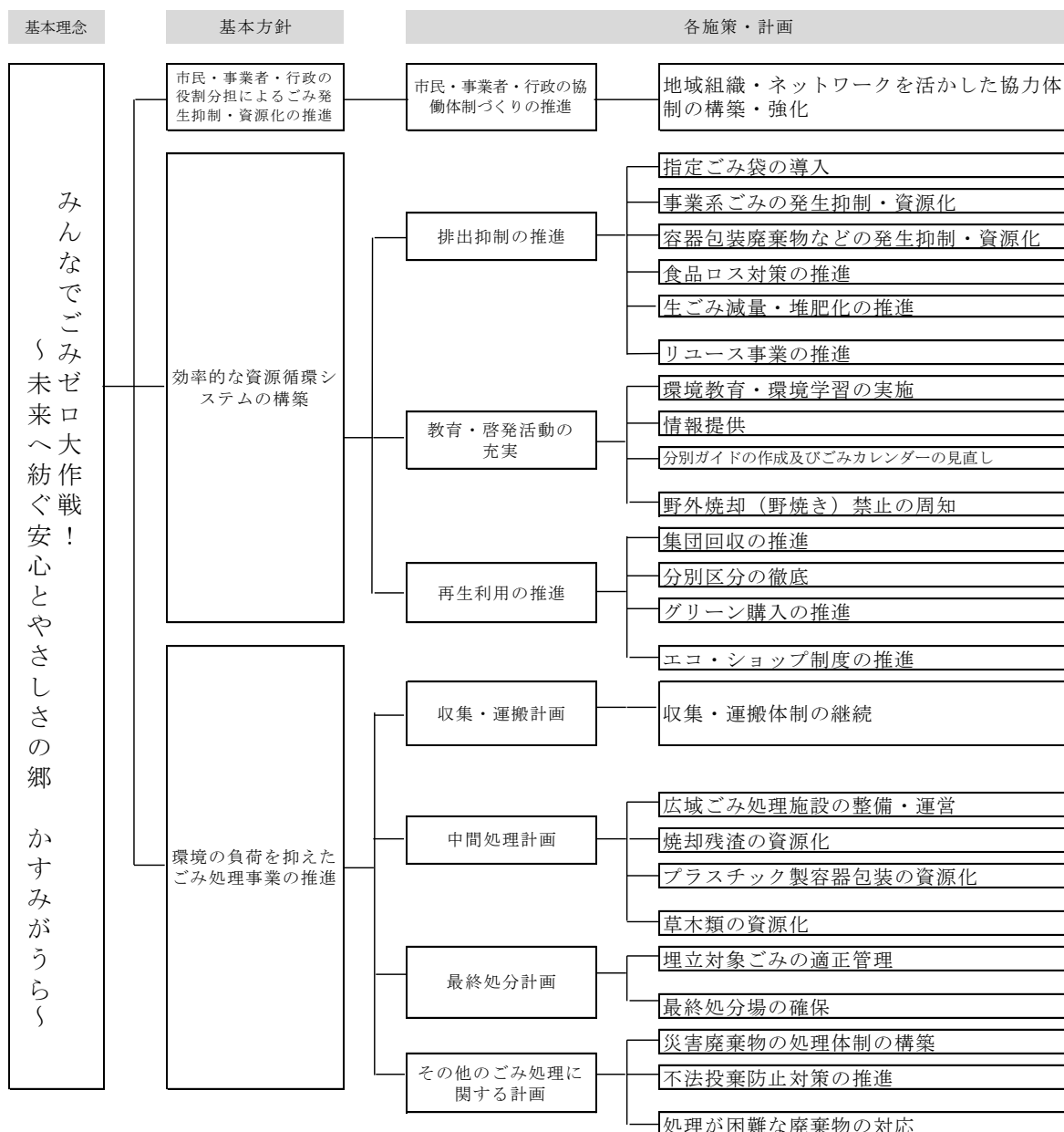


図 3-16 ごみ処理基本計画の体系図

3. 3 ごみ処理基本計画

1) 市民・事業者・行政の協力体制づくりの推進

(1) 地域組織・ネットワークを活かした協力体制の構築・強化

表 3-8 に各主体の役割を示します。

ごみの排出抑制・資源化を推進していくためには市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解して、各々が主体的に継続して取り組んで行く必要があります。本市は、各地域の自治会や区長会、子ども会などの主体的な取り組みを推進していくためにごみの排出抑制や資源化に対する現状や課題点等について意見交換を実施するごみ分別講座を行い、市民や事業者との相互理解を継続して深めていきます。

表 3-8 各主体の役割

主体	内容
市民	市民一人ひとりがごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、以下の事項に日常より心がけ、ごみの排出抑制・資源化に自ら取り組みます。また、事業者や行政が行うごみの排出抑制や資源化に対する取り組みに協力します。 ・ 不要な商品は購入しないことや受け取らないこと、また、マイバックやマイ箸等の使用に努めます。 ・ 商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出が少ない商品、繰り返し使用できる商品、長期間使用できる商品を選択します。 ・ ごみ排出に当たっては、分別を行い可能な限り資源可能物は資源化を行います。
事業者	事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、以下の事項に取り組み、資源化できるものは分別し再利用、再生利用していく必要があります。 ・ 環境負荷の少ない原材料の選択やサービスの提供に取り組み、ごみ排出抑制を行います。 ・ ごみの再生利用を他の事業者と連携するなど適正な循環的利用を行います。 ・ 自らが製造を行った製品等がごみとなったものについては可能な限り自主的に引き取り適正な処理を行います。
行政	本市は、ごみ排出抑制・資源化に向けて以下の事項に取り組み、市民や事業者の具体的な行動を支援します。 ・ 市民や事業者にごみの排出状況や適正処理に係る法制度の情報共有や環境学習、啓発を行います。 ・ ごみの排出抑制や資源化に係る目標の設定を行い、市民や事業者の取り組みを支援します。 ・ ごみや資源物の循環利用に係る補助金等支援を継続して行います。 ・ 環境負荷の低減に配慮し、排出されたごみの適正処理を行います。

2) 排出抑制の推進

(1) 指定ごみ袋の導入

現在、本市では他の地区からのごみの持ち込みやルールを守らずに排出されるごみが多く確認されています。そのため、令和3年度からごみの排出マナーの向上や他の地区からのごみの持ち込み防止、市民意識向上等を目的として指定ごみ袋を導入しています。

(2) 事業系ごみの発生抑制・資源化

事業者は、過剰包装や流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用等について積極的に取り組むように協力を求めます。また、多量に排出する事業者に対して減量化・資源化等の計画の作成を指導し、指導の際には減量化・資源化啓発用のパンフレット等を提供するなどして事業系ごみの発生抑制・資源化を促します。

(3) 容器包装廃棄物などの発生抑制・資源化

マイバックの利用や簡易包装への取組みを強化していきます。また、店頭でのばら売り、詰め替え可能な商品、繰り返し使用可能な容器を用いている商品等の選択、資源物の店頭回収の利用を推進し、容器包装廃棄物などの発生抑制及び資源化を図ります。

(4) 食品ロス対策の推進

家庭における食品ロスの発生を抑制するために、食べ切れる量のみを購入や食品の食べ切りへの協力を呼びかけ、食べ残しゼロを促します。また、フードバンクの活用や食品ロスの削減の取組みを継続するとともに、フードバンクや本市の食品ロス対策活動を周知し、市民や事業者の取組みを促します。

(5) 生ごみの減量・堆肥化の推進

エコクッキングの普及・啓発により生ごみの減量化を図り、発生した生ごみは家庭で生ごみ処理機を用いて堆肥化を行うように啓発を行います。また、生ごみ処理機の補助金制度を周知し積極的な活用を促します。

(6) リユース事業の推進

霞台構成市町のホームページ等でジモティーを紹介して利用することにより、廃棄検討者と使用者の需要を結びつける事で資源の利活用を図ります。

3) 教育・啓発活動の充実

(1) 環境教育・環境学習の実施

市民・事業者のごみ問題に関する知識の習得や意識向上を図るために、各種イベントでの啓発活動や出前講座を行い、引き続き環境教育・環境学習の機会を提供します。

また、次世代を担う子どもたちに対してごみの分別や減量、リサイクル方法などについて授業を行い、環境教育を推進していきます。さらに、霞台クリーンセンターみらいの見学を行い、ごみ処理に関する理解を深めます。

(2) 情報提供

市民や事業者に主体的にごみの排出抑制・資源化に取り組んでもらうため、広報誌やホームページ、パンフレット等でごみの排出量や資源化率、ごみの分別方法など本市のごみ処理の現況を周知するとともに、ごみの発生抑制方法や資源化方法等について情報提供を行います。

(3) 分別ガイドの作成及びごみカレンダーの見直し

一目でごみの分別区分が分かるガイドブックを作成し、ごみの分別や排出方法の周知を行います。また、ごみの分別区分が変わる際は、ごみカレンダーの見直しを行います。

外国人にも分別が分かるように 7 言語対応のごみカレンダーを作成しております。また、令和 5 年度に 7 言語対応のごみ分別パンフレットを作成し、外国人居住者が多い集合住宅の管理者などに配付をしています。

(4) 野外焼却（野焼き）禁止の周知

畑や事業所でのごみの野外焼却は、火災発生の危険性があるだけでなく有害物質が発生することもあるため、原則禁止しています。今後も本市は消防署等の関係機関と連携し、行為者に対して啓発を行うなど野外焼却の防止を推進していきます。

4) 再生利用の推進

(1) 集団回収の推進

集団回収で多くの資源物を回収できるように市民に対して子ども会等で実施している集団回収に参加・協力を促します。また、集団回収を促進するため資源物回収事業補助制度を周知し、積極的な活用を促します。

(2) 分別区分の徹底

資源化率向上を図るため、ごみが適正に分別されるように、分別区分やごみ収集日等の見直しを検討するとともに、市民や事業者に対して分別排出の指導を引き続き行います。なお、集積所に不適正な分別で排出されているごみや指定の収集容器以外で排出されているごみについては、適正な排出をするように注意を記載したシールをごみ袋に貼り、集積所に残置する措置を行います。特に燃やすごみの中には資源化可能な古紙やプラスチック類、草木類が含まれていることから、これらについては資源物として排出するようにこれまで以上に周知・指導を行います。

事業者については適正な分別区分を行っているかを霞台クリーンセンターみらいの搬入時に展開検査装置を用いて施設職員と共に検査を行い、不適正なごみについては持ち帰らせる指導を引き続き行います。また、事業所から多量に発生する古紙を資源化するため、排出事業者に資源化業者に依頼するように周知します。

小型家電製品は、平成 25 年 4 月 1 日に施行された小型家電リサイクル法に基づき、小型家電製品に含まれる金、銅などの有用金属のリサイクルに取り組みます。

(3) グリーン購入の推進

市民や事業者に対しグリーン購入に関する情報提供を行い、グリーン購入を推進します。

(4) エコ・ショップ制度の推進

環境に優しい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む店舗を「エコ・ショップ」として認定し、市民に周知することで環境にやさしいライフスタイルの確立を促します。

5) 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬体制の継続

現在の収集・運搬体制について、収集効率や収集運搬量等を踏まえながら、収集分類や品目などの分別方法を関係者と協議して検討を行います。

6) 中間処理計画

(1) 霞台クリーンセンターみらいの整備・運営

霞台厚生施設組合の構成市町である本市及び石岡市・小美玉市・茨城町とともにごみの広域処理を実施していきます。今後も霞台厚生施設組合の行う施設整備に協力していきます。

(2) 焼却残渣の資源化

霞台クリーンセンターみらいで可能な限り焼却灰の資源化を行い、最終処分量を削減できるよう構成市町及び霞台厚生施設組合と検討を行います。

(3) プラスチック製容器包装の資源化

現在、プラスチック製容器包装は㈱ウィズウェイストジャパンで圧縮・梱包され、民間の施設にて資源化を行っています。プラスチック製容器包装の分別は各構成市町の判断によることから、本市では令和3年度以降も市単独でプラスチック製容器包装を分別回収し、民間の施設にて資源化を行っています。

(4) 草木類の資源化

現在、分別された草木類は霞台クリーンセンターみらいに一時保管され、民間の施設で資源化を行っています。

表 3-9 令和7年度以降の処理対象物・分別

分類		品目	収集容器	収集回数
燃やすごみ		生ごみ・紙くず等	指定ごみ袋	週2回
古紙類	新聞紙・チラシ	新聞紙	ヒモで十字に束ねる	月2回
	段ボール	段ボール		
	雑誌	雑誌・チラシ		月3回
	紙パック	牛乳パック等		
	その他雑紙	ボール紙・紙袋・包装紙・雑紙等		
古布		古布	透明のビニール袋 又はヒモで十字に束ねる	月3回
ペットボトル		ペットボトル	コンテナ	
プラスチック製容器包装		プラスチック容器、発泡スチロール容器、カップラーメン容器、シャンプー容器、洗剤容器等	市販の透明のビニール袋 (半透明不可)	月2回
カン・金属類		空き缶・小型金属製品・小型家電品等	コンテナ	月3回
ガラスびん	無色びん	牛乳びん・無色の一升びん等	コンテナ	月1回
	茶色びん	酒のびん・栄養ドリンクびん等	コンテナ	
	その他びん	青色・緑色・黒色のびん	コンテナ	
ガラス・陶磁器類		板ガラス・茶碗・コップ・瀬戸物等	コンテナ	偶数月1回
水銀使用	蛍光灯・電球	直管・丸管・白熱電球等	コンテナ	奇数月1回 又は 拠点回収
	乾電池・水銀体温計	乾電池・水銀血圧計・水銀使用製品全般		
危険ごみ	使い捨てライター	使い捨てライター		
粗大ごみ		木製家具類、大型金属製品等	—	月1回又は 自己搬入

表 3-10 霞台クリーンセンターみらいの概要

施設	内容	
焼却処理施設	形式	ストーカ式
	処理能力	107.5 t / 日 × 2 炉
リサイクルセンター	設備	破砕、選別、保管
	処理能力	22t / 日
所在地	小美玉市高崎 1824 番地 2	

7) 最終処分計画

(1) 埋立対象ごみの適正管理

現在、本市は最終処分場を有していないため、霞台クリーンセンターみらいで発生した不燃性残渣は民間の最終処分場で埋立処分を行っています。埋立物の性状について確認し、民間で適正に埋立処分されているかを継続してモニタリングしていきます。

(2) 最終処分場の確保

不燃性残渣の削減を行い、今後も霞台厚生施設組合及び構成市町とともに最終処分量の低減化を図ります。また、将来にわたる最終処分先の確保に向けた検討を行います。

8) 其他のごみ処理に関する計画

(1) 災害廃棄物の処理体制の構築

かすみがうら市地域防災計画に基づき、震災や水害で発生した災害廃棄物の迅速かつ適正な対応を図るため、災害廃棄物処理計画を策定し、平常時より職員や市民、事業者へ情報の周知を行います。また、近隣市町村や民間団体等と連絡・調整を行い、災害時の協力・支援体制を構築します。

(2) 不法投棄防止対策の推進

本市内における廃棄物の不法投棄を防止するとともに早期発見、早期対応を図るために環境保全監視員及び環境保全推進員（エコガーディアンズ）を設置し、定期的なパトロールを実施します。また、警察署や自治会等と連携して不法投棄の防止を図ります。その他に不法投棄が多発する地域においては必要に応じて不法投棄を防止するための看板等を設置します。

(3) 処理が困難な廃棄物の対応

ガスボンベや建設廃材等の霞台クリーンセンターみらいで受け入れできない廃棄物は専門の処理業者や販売店に処理を依頼するように指導します。また、注射針等の感染性廃棄物は医療機関に持ち込み処理するように周知します。その他の在宅医療廃棄物についても関係機関と協議の上、安全な処理を行います。

第4章 生活排水処理基本計画

4. 1 生活排水処理の現況

1) 生活排水処理体制

(1) 生活排水処理フロー

図 4-1 に生活排水の処理フローを示します。

本市内で発生する生活雑排水及びし尿、浄化槽汚泥は、霞ヶ浦浄化センター、田伏浄化センター及び石岡クリーンセンターで適切に処理を行い公共用水域に放流しています。また、農業集落排水施設及び石岡クリーンセンターから発生する脱水汚泥は堆肥化を行い、資源化しています。

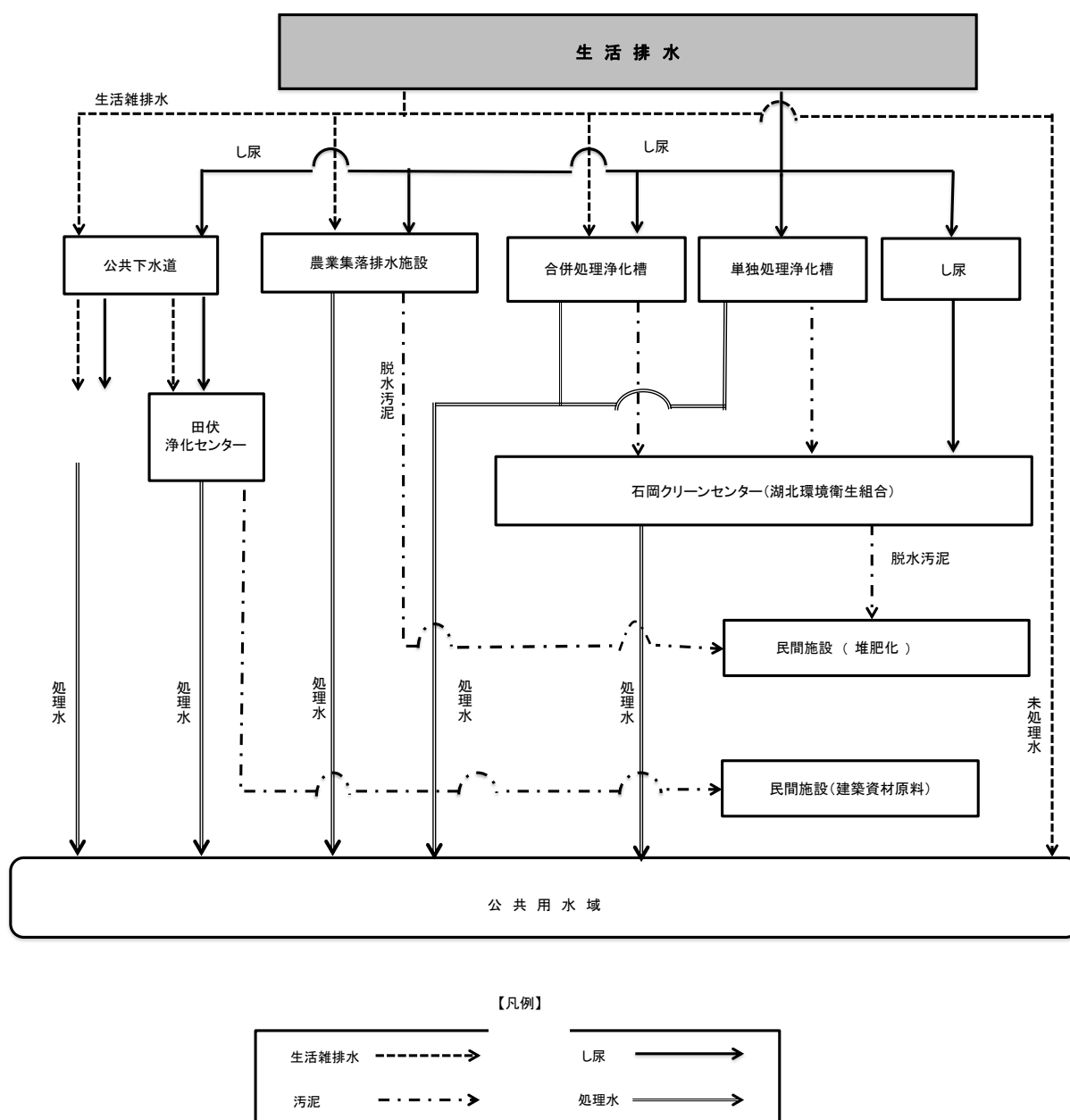


図 4-1 生活排水の処理フロー

(2) 生活排水処理の管理主体

表 4-1 に生活排水処理の管理主体を示します。

本市の生活排水処理形態は、茨城県が管理している流域関連公共下水道と本市が管理している流域関連特定環境保全公共下水道、単独特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設と設置者が管理している合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、し尿汲み取りがあります。

図 4-2 に公共下水道及び農業集落排水施設等の位置図を示します。

表 4-1 生活排水処理の管理主体

生活排水処理形態	処理対象	管理主体 () 内はし尿・浄化槽汚 泥処理施設の管理主体	し尿・浄化槽汚泥の処理施設
流域関連 公共下水道	し尿・ 生活雑排水	本市 (茨 城 県)	稲吉・中佐谷・土田・宍倉地区 霞ヶ浦浄化センター
流域関連特定環境 保全公共下水道	し尿・ 生活雑排水	本市 (茨 城 県)	牛渡・加茂地区 霞ヶ浦浄化センター
単独特定環境保全 公共下水道	し尿・ 生活雑排水	本市 (本市)	田伏・志戸崎地区 田伏浄化センター
農業集落排水施設	し尿・ 生活雑排水	本市 (本市)	志筑地区 志筑処理場
			千代田東部 地区 千代田東部処理場
			新治地区 新治処理場
			上稲吉地区 上稲吉処理場
			深谷地区 深谷浄化センター
			大和田地区 一の瀬浄化センター
			柏崎地区 柏崎浄化センター
合併処理浄化槽	し尿・ 生活雑排水	設置者 (湖北環境衛生組合)	石岡クリーンセンター (湖北環境衛生組合)
単独処理浄化槽	し尿のみ	設置者 (湖北環境衛生組合)	石岡クリーンセンター (湖北環境衛生組合)
し尿汲み取り	し尿のみ	設置者 (湖北環境衛生組合)	石岡クリーンセンター (湖北環境衛生組合)

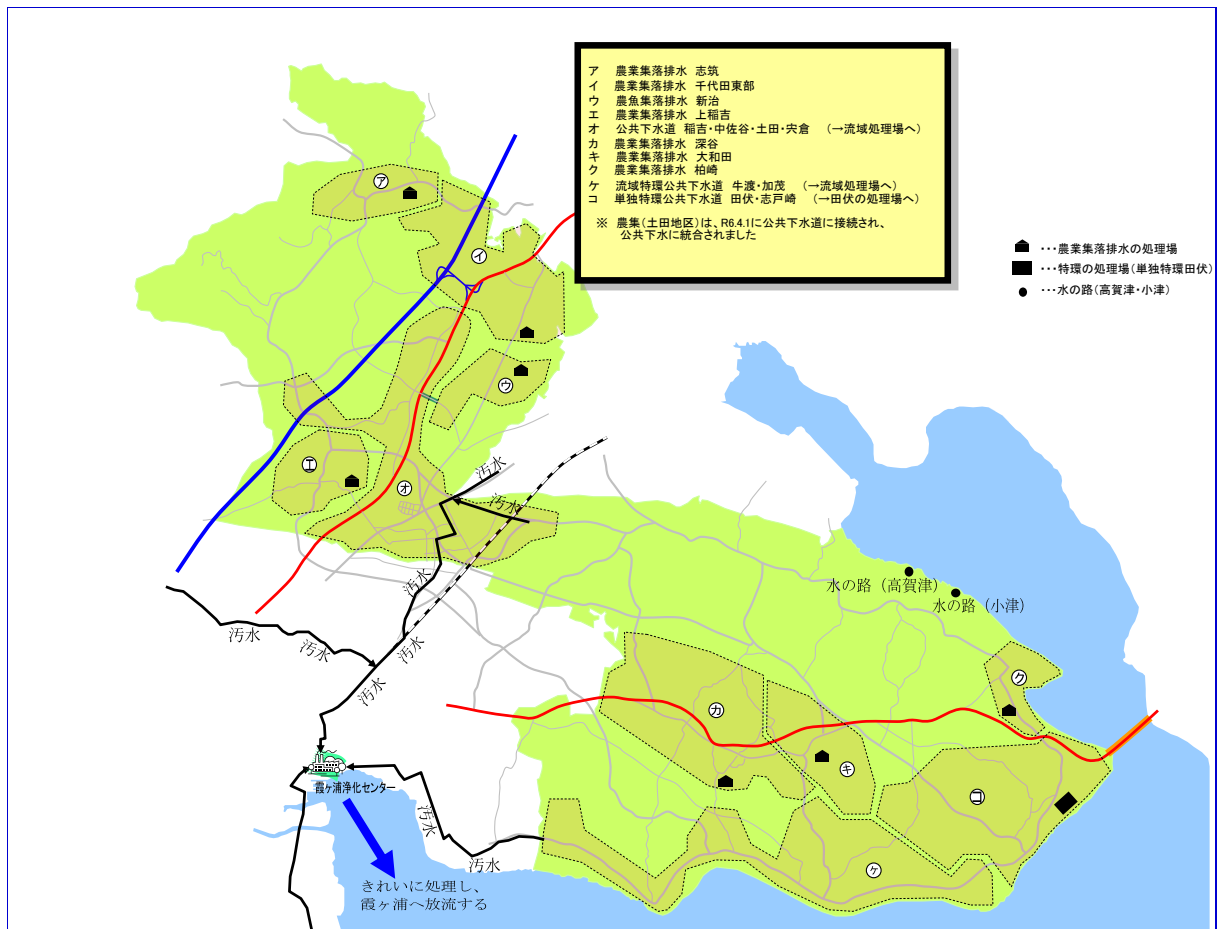


図 4-2 公共下水道及び農業集落排水処理施設等の位置図

(3) 公共下水道の整備状況

表 4-2 に流域関連公共下水道の整備状況を、表 4-3 に流域関連特定環境保全公共下水道の整備状況を、表 4-4 に単独特定環境保全公共下水道の整備状況を示します。

表 4-2 流域関連公共下水道の整備状況

区分	全体計画	事業計画
計画区域面積	1458.7ha	746.1ha
計画処理人口	17,900 人	14,752 人
計画目標年次	平成 37 年度（令和 7 年度）	平成 34 年度（令和 4 年度）
計画汚水量（日最大）	12,780m ³	8,417m ³
処理場	霞ヶ浦浄化センター	
供用開始年月日	昭和 58 年 4 月 1 日	

表 4-3 流域関連特定環境保全公共下水道の整備状況

区分	全体計画	事業計画
計画区域面積	573.9ha	226.7ha
計画処理人口	5780 人	2493 人
計画目標年次	平成 37 年度（令和 7 年度）	平成 34 年度（令和 4 年度）
計画汚水量（日最大）	2,225m ³	960m ³
処理場	霞ヶ浦浄化センター	
供用開始年月日	平成 12 年 3 月 31 日	

表 4-4 単独特定環境保全公共下水道の整備状況

区分	全体計画	事業計画
計画区域面積	97ha	97ha
計画処理人口	2,700 人	2,500 人
計画目標年次	平成 37 年度（令和 7 年度）	平成 35 年度（令和 5 年度）
計画汚水量（日最大）	950m ³	914m ³
処理場	田伏浄化センター	
供用開始年月日	平成元年 4 月 1 日	

(4) 農業集落排水施設の概要

表 4-5 に農業集落排水施設の概要を示します。

本市の農業集落排水施設は 7 施設あり、供用開始後 22 年以上が経過しています。

表 4-5 農業集落排水施設の概要

地区	施設名称	計画処理人口 (人)	日最大計画 汚水量 (m ³ /日)	処理方法	所在地	供用開始 年月日
志筑	志筑処理場	1340	422.4	回転式活性 汚泥方式	中志筑194-1	平成6年4月
千代田東部	千代田東部処理場	2380	785.4	回転式活性 汚泥方式	東野寺1754-2	平成14年4月
新治	新治処理場	700	231	回転式活性 汚泥方式	新治1861	平成10年4月
上稲吉	上稲吉処理場	970	343.2	回転式活性 汚泥方式	上稲吉569-3	平成10年4月
深谷	深谷浄化センター	3760	1240.8	回転式活性 汚泥方式	深谷3975	平成10年3月
大和田	一の瀬浄化センター	1680	513	回転式活性 汚泥方式	一の瀬253-2	平成7年5月
柏崎	柏崎浄化センター	920	303.6	回転式活性 汚泥方式	柏崎1996	平成5年6月

(5) 合併処理浄化槽の設置基数

表 4-6 に合併処理浄化槽の新規設置基数を示します。

合併浄化槽の新規設置基数は、普及率の増加に伴い、年々減少傾向となっています。

表 4-6 合併処理浄化槽の新規設置基数

区分		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
浄化槽(補助)新設基数	5人槽	基	25	29	17	23	8
	6～7人槽		23	25	17	12	2
	8～10人槽		2	4	6	2	1
	11～20人槽		0	0	0	0	0
	21～30人槽		0	0	0	0	0
	31～50人槽		0	0	0	0	0
	51人槽以上		0	0	0	0	0
	合計		50	58	40	37	11
浄化槽(補助外)新設基数	5人槽		9	6	2	3	6
	6～7人槽		0	2	4	0	0
	8～10人槽		0	1	2	1	3
	11～20人槽		0	0	2	2	0
	21～30人槽		0	1	1	1	0
	31～50人槽		1	0	1	0	1
	51人槽以上		0	2	0	0	0
	合計		10	12	12	7	10
総計			60	70	52	44	21

資料：茨城県浄化槽設置台帳（令和5年度）より抜粋

(6) 収集・運搬

表 4-7 にし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制を示します。

家庭系及び事業系のし尿及び浄化槽汚泥は許可業者が収集・運搬を行っています。

表 4-7 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制

	し尿	浄化槽汚泥
家庭系	許可業者	許可業者
事業系	許可業者	許可業者

(7) 処理施設

表 4-8 に石岡クリーンセンターの施設諸元を示します。

表 4-8 石岡クリーンセンターの施設諸元

施設名称	石岡クリーンセンター	
所在地	茨城県石岡市東府中 25 番 1 号	
事業主体	湖北環境衛生組合	
組合構成市	かすみがうら市・小美玉市・石岡市	
処理能力	141kℓ／日（し尿 52kℓ／日 浄化槽汚泥 89kℓ／日）	
建設年月日	平成 14 年 7 月 19 日～平成 17 年 3 月 31 日	
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理	
汚泥等 処理方法	し渣類	焼却処理
	汚泥	脱水後堆肥化及び焼却処理
処理水質	pH（水素イオン濃度）	5.8～8.6
	BOD（生物化学的酸素要求量）	10mg／ℓ以下
	COD（化学的酸素要求量）	10mg／ℓ以下
	SS（浮遊物質）	10mg／ℓ以下
	T-N（全窒素）	10mg／ℓ以下
	T-P（全リン）	1mg／ℓ以下
	色度	30 度以下
	大腸菌群数	1000 個／cm ³ 以下

2) 生活排水の排出量及び処理の状況

(1) 生活排水処理形態別人口

表 4-9 及び図 4-3 に生活排水処理形態別人口の推移を示します。

公共下水道人口は年々増加しており、令和5年度は26,427人となっています。合併処理浄化槽人口、農業集落排水人口、単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口は年々減少しています。生活排水処理普及率は、公共下水道処理人口の増加に伴い、年々増加しており令和5年度は94.4%となっています。

表 4-9 生活排水処理形態別人口の推移（外国人登録人口含む）

区分	単位	実績				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画処理区域内人口(行政人口)	人	41,483	40,951	40,622	40,541	40,173
水洗化・生活雑排水処理人口※1	人	38,157	37,963	38,157	38,083	37,909
コミュニティプラント人口	人	0	0	0	0	0
公共下水道処理人口	人	25,889	25,626	26,093	26,118	26,427
合併処理浄化槽人口	人	5,143	5,294	5,212	5,205	4,894
農業集落排水人口	人	7,125	7,043	6,852	6,760	6,588
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	2,275	2,063	1,526	1,528	1,431
非水洗化人口※2	人	1,051	925	656	648	604
し尿処理	人	1,051	925	656	648	604
自家処理	人	0	0	0	0	0
浄化槽人口	人	7,418	7,357	6,738	6,733	6,325
生活排水処理普及率※3	%	92.0	92.7	93.9	93.9	94.4

※1 水洗化・生活雑排水処理人口とは、公共下水道及び浄化槽等によってし尿が処理可能で水洗トイレにしている人口です。

※2 非水洗化人口とは、し尿が汲み取りで水洗化していない人口です。

※3 生活排水処理普及率とは、計画処理区域内人口のうち水洗化・生活雑排水処理人口の占める割合です。

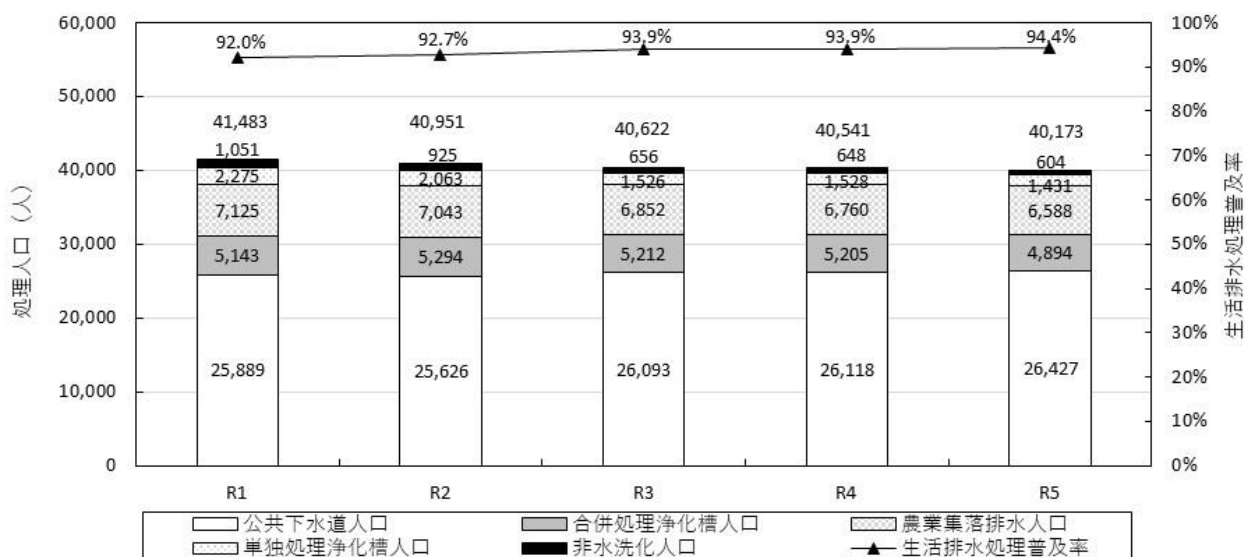


図 4-3 生活排水処理形態別人口の推移

(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出量

表 4-10 にし尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績を、図 4-4 に年間排水量の推移を示します。

し尿収集人口が減少しているため、し尿の年間排出量は年々減少しています。また、浄化槽汚泥は、農業集落排水施設汚泥収集人口及び浄化槽汚泥収集人口が減少しており、減少傾向にあります。今後も収集人口減少に伴い、年間排出量は減少していくと予想されます。

表 4-10 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績

区分	単位	実績				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集人口	人	15,594	15,325	14,246	14,141	13,517
し尿収集人口	人	1,051	925	656	648	604
農業集落排水施設汚泥収集人口	人	7,125	7,043	6,852	6,760	6,588
汚泥槽汚泥収集人口	人	7,418	7,357	6,738	6,733	6,325
年間排出量	kℓ/年	6,007.60	6,210.10	5,852.60	5,870.00	5,357.50
し尿	kℓ/年	1,007.90	876.30	812.40	795.50	694.90
浄化槽汚泥	kℓ/年	4,999.70	5,333.80	5,040.20	5,074.50	4,662.60
日平均排出量	kℓ/日	16.41	17.01	16.04	16.08	14.64
し尿	kℓ/日	2.75	2.40	2.23	2.18	1.90
浄化槽汚泥	kℓ/日	13.66	14.61	13.81	13.90	12.74
浄化槽汚泥混入率	%	83.22	85.89	86.12	86.45	87.03
処理量	kℓ/年	6,007.60	6,210.10	5,852.60	5,870.00	5,357.50
し尿	kℓ/年	1,007.90	876.30	812.40	795.50	694.90
浄化槽汚泥	kℓ/年	4,999.70	5,333.80	5,040.20	5,074.50	4,662.60

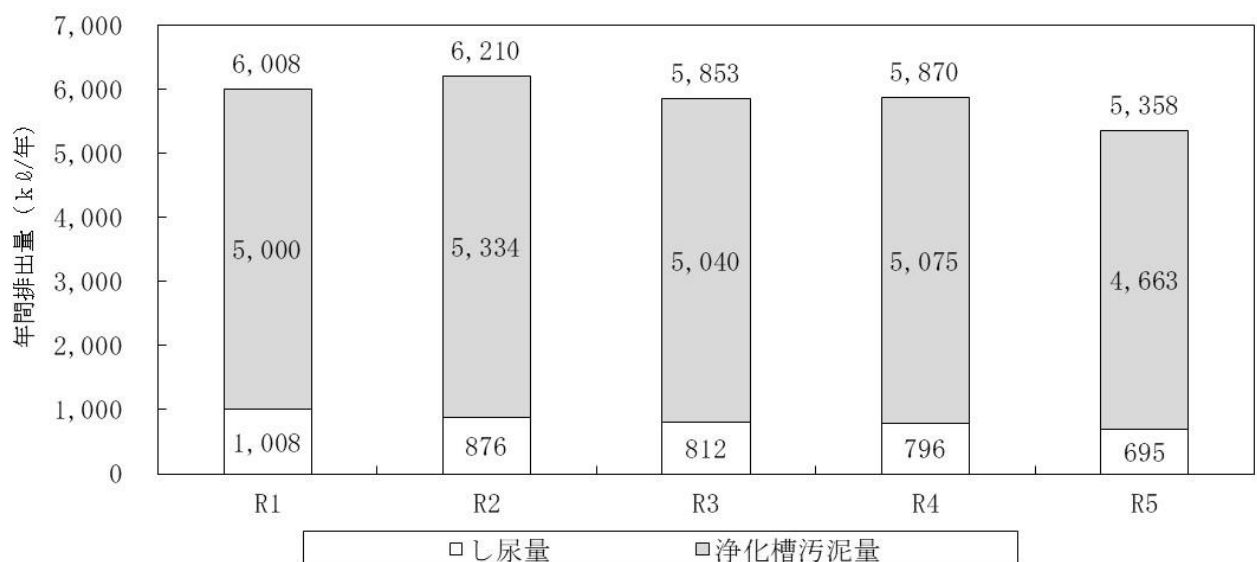


図 4-4 年間排出量の推移 (し尿、浄化槽汚泥)

(3) 脱水汚泥の処理量及び搬出量

図 4-5 に脱水汚泥の処理量及び搬出量の推移を示します。

脱水汚泥の処理量は増減を繰り返しながら推移しており、令和 5 年度では約 403t 処理しています。また、搬出量も同様に増減を繰り返しながら推移しており、令和 5 年度では 44t 搬出しています。

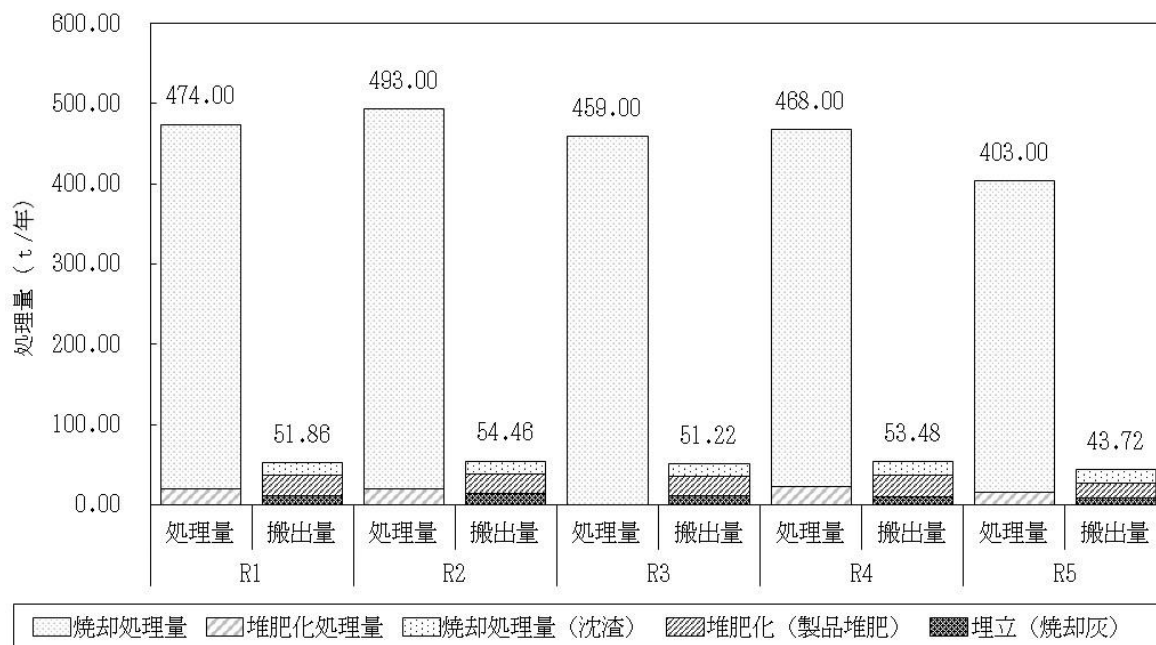
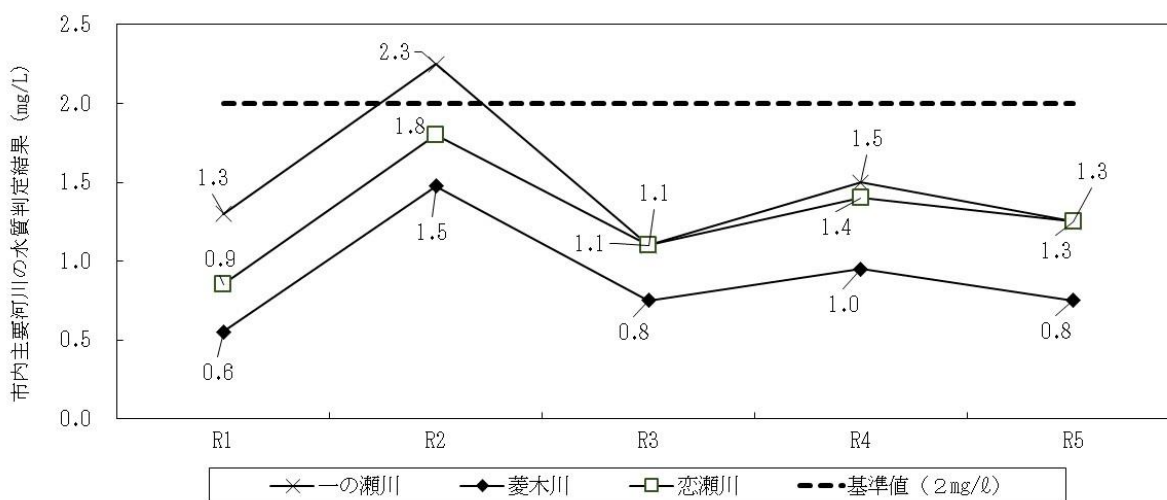


図 4-5 脱水汚泥の処理量及び搬出量の推移

(4) 主要河川の水質

図 4-6 に本市内の主要河川の水質測定結果の推移を示します。

菱木川及び恋瀬川は令和元年度から令和 5 年度まで基準値を下回っています。一の瀬川は令和 2 年度は基準値を上回っていましたが、それ以降は他の河川と同様に基準値を下回っています。今後も放流先河川において基準値を超過しないように処理施設での適正な処理を図っていきます。また、未処理の生活雑排水が流入しないように市民に啓発していく必要があります。



※基準値とは、環境省の「生活環境の保全に関する環境基準 (河川)」の A 類型に基づく数値です。

※BOD とは、河川における有機物による水質汚濁の指標で生物化学的酸素要求量です。

図 4-6 市内主要河川の水質測定結果の推移

3) 国、茨城県、本市計画との比較

(1) 生活排水処理普及率

図 4-7 に生活排水処理普及率の推移を示します。

本市の生活排水処理普及率は、平成 30 年度以降国及び茨城県の数値とよりも高い値で推移しています。今後も生活排水処理普及率を 100% に近付けるため、下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水施設の整備を進めていく必要があります。

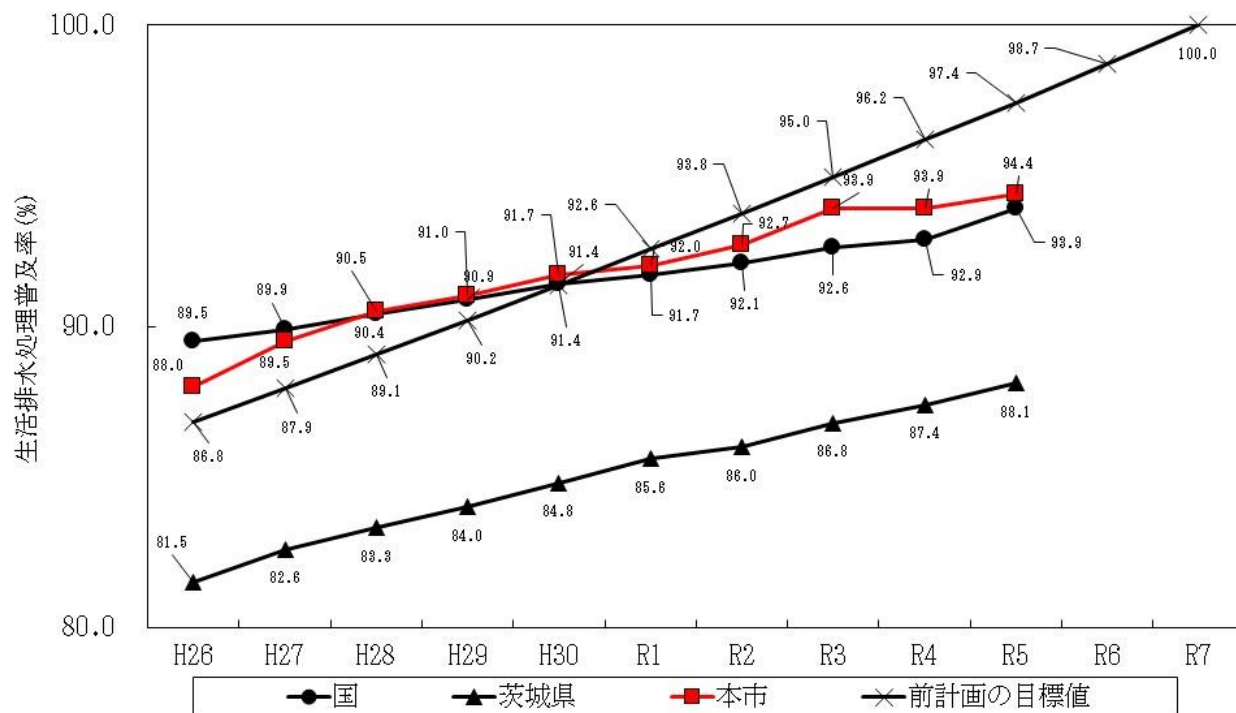


図 4-7 生活排水処理普及率の推移

4) 生活排水処理に関する課題の整理

(1) 生活排水処理普及率における課題

本市の生活排水処理普及率は、国や茨城県、前計画の目標値と比較すると高い値で推移しており、計画通りに整備が進められています。しかし単独処理浄化槽処理人口及び非水洗化人口も一定数あることから、今後も生活排水処理普及率を向上させて 100%とするために下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水施設の維持と加入促進を進めていく必要があります。

(2) 収集・運搬計画の見直し

年々浄化槽汚泥排出量は及びし尿排出量は減少しており、これらの排出量の変化に対応した収集・運搬計画を適宜検討していく必要があります。

(3) 主要河川の水質における課題

本市の主要河川の水質は平成 28 年度以降、概ね基準値内の水質で推移しています。

今後も河川の水質管理を行いながら、生活排水処理施設及びし尿処理施設で適正な処理が行われていることを確認していく必要があります。

また、市民に対しても未処理の生活雑排水を排水しないように啓発していく必要があります。

4. 2 基本理念・方針及び目標

1) 基本理念及び基本方針

生活排水処理の現況や課題を踏まえ、本計画における基本理念を定め、それを具体化するために3つの基本方針を設定します。

【基本理念】

快適な水環境を創造するまち ～ふるさとの豊かな水環境を目指して～

【基本方針】

基本方針1：市民・事業者・行政の役割分担による生活排水の適正処理の推進

市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識するとともに、下水道、合併浄化槽への接続の重要性を周知し、生活排水の適正処理に努めます。

基本方針2：水環境の向上のための普及啓発活動の推進

豊かな水環境の創出のため、家庭及び事業所で使用している単独浄化槽、汲み取りからの下水道接続、合併浄化槽への転換・新設に関する普及啓発活動等を行います。

また、公共下水道及び農業集落排水施設整備区域外では生活排水処理普及率拡大のため、合併処理浄化槽の普及拡大を目指すとともに、浄化槽設置者への適正管理に関する呼びかけ等を行い、維持管理水準の向上を目指します。

基本方針3：安定したし尿、浄化槽汚泥の収集運搬及び処理処分体制の構築

し尿及び浄化槽汚泥の収集量を整理・把握し、収集運搬体制の適宜見直しを図ります。また、量的、質的变化に対応した整備を実施し、安定的な処理を行います。

2) 計画数値目標

国及び茨城県の計画、生活排水処理の実績等を参考に生活排水処理普及率の目標値を設定します。

目標 1 生活排水処理普及率目標

生活排水処理普及率は令和 5 年度（94.4%）で
令和 11 年度までに 96.9%を目指します。

3) 処理人口及び発生量の見込み

(1) 処理人口

図 4-8 に処理人口の予測を示します。

生活排水処理普及率は、非水洗化人口（単独処理浄化槽人口及びし尿処理人口）が公共下水道等に接続することで向上することになります。施策を実施した場合、単独処理浄化槽人口は令和 5 年度の 1,431 人から令和 11 年度には 796 人まで減少し、し尿収集人口は令和 5 年度の 604 人から令和 11 年度には 368 人まで減少すると予測されます。

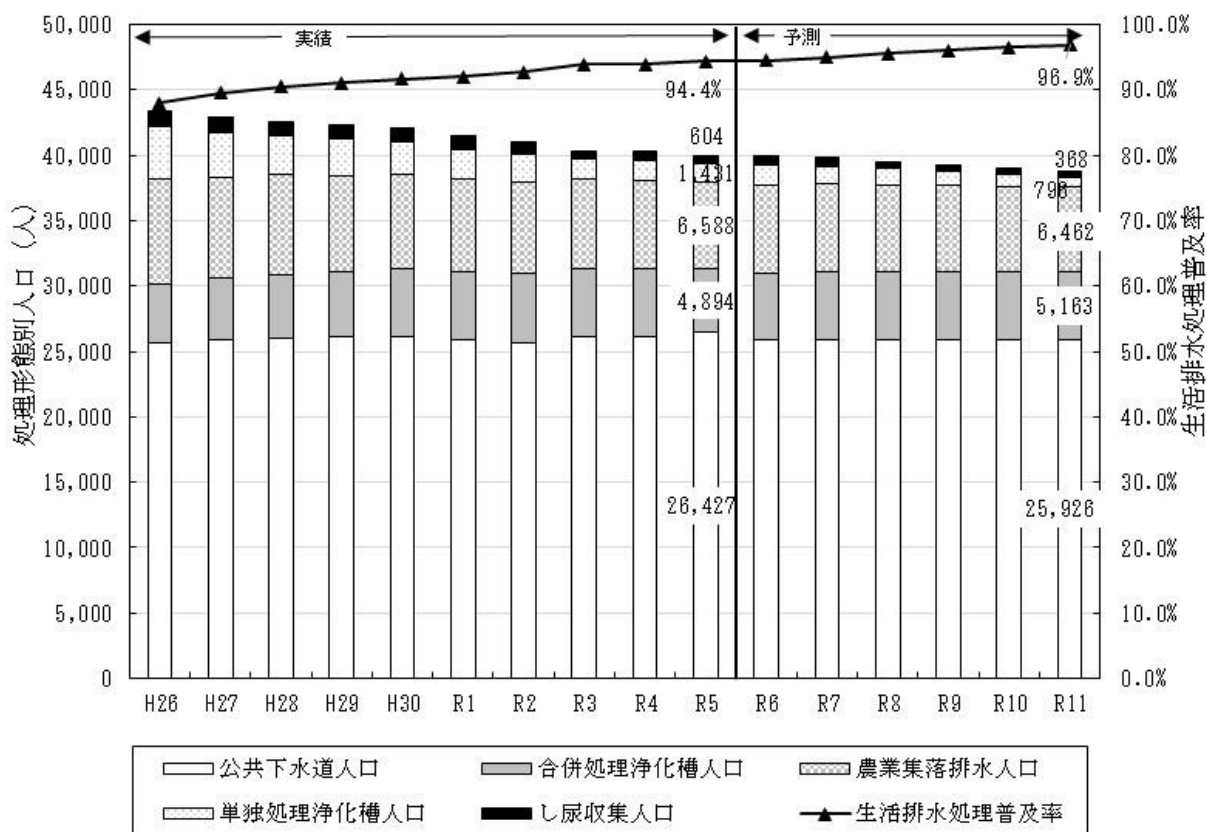


図 4-8 処理人口の予測

(2) し尿及び浄化槽汚泥排出量

図 4-9 にし尿及び浄化槽汚泥排出量の予測を示します。

し尿及び浄化槽汚泥は、収集人口の減少に伴い発生量が減少すると予測され、令和 11 年度ではし尿が 423 kℓ/年、浄化槽汚泥が 4,490 kℓ/年となります。

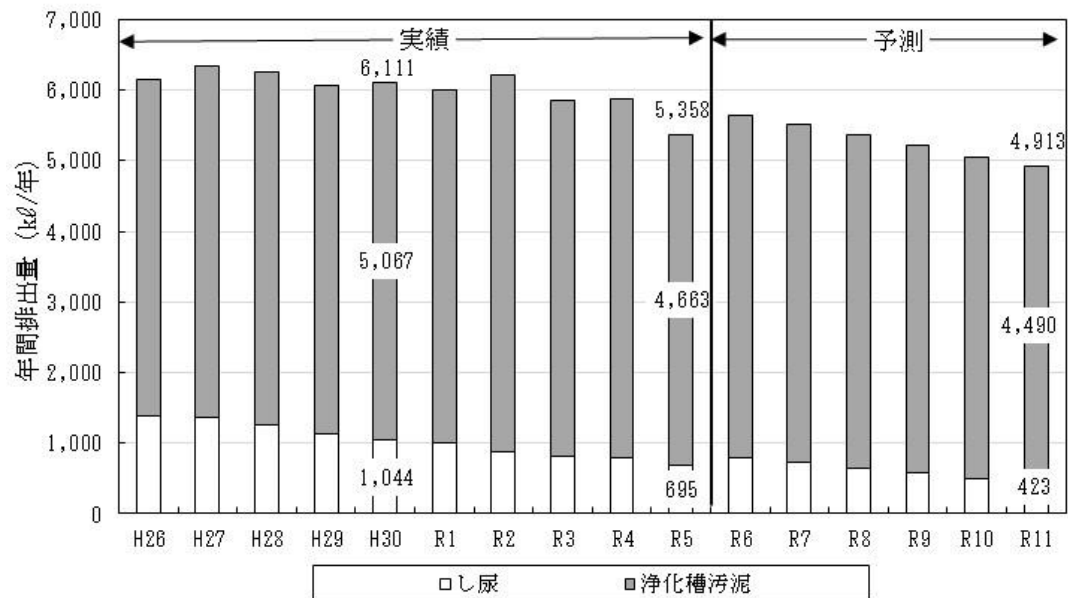


図 4-9 し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測

(3) 脱水汚泥の処理量及び搬出量

図 4-10 に脱水汚泥の処理量及び搬出量の予測を示します。

し尿及び浄化槽汚泥排出量の減少に伴って脱水汚泥の処理量及び搬出量も減少すると予測され、令和 11 年度では搬出量が 40t/年、処理量が 370t/年となります。

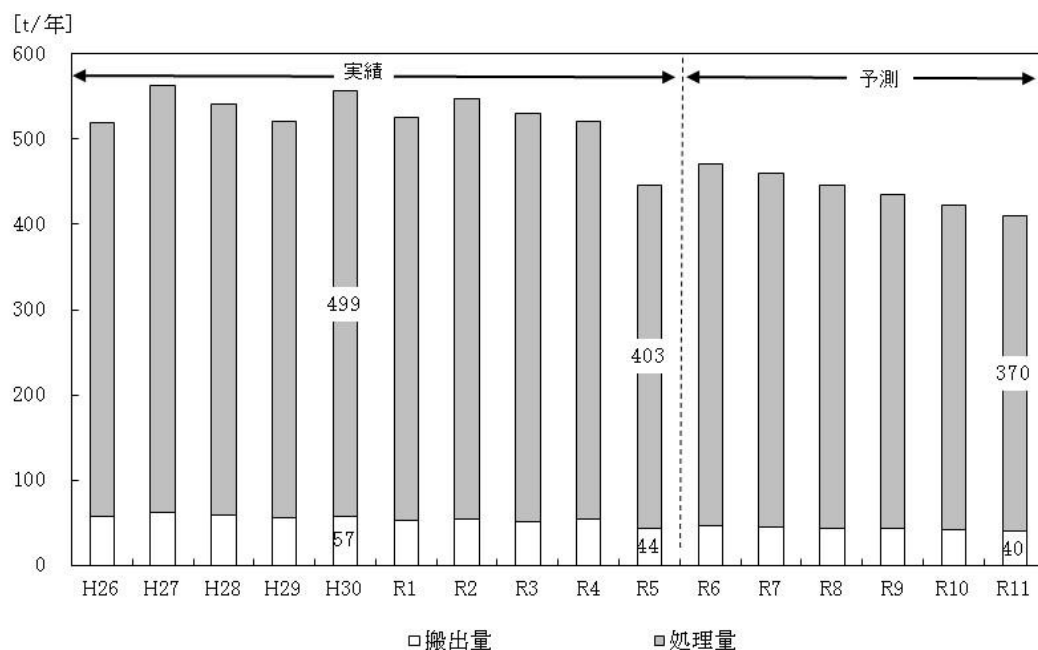


図 4-10 脱水汚泥処理量及び搬出量の予測

4) 施策体系

図 4-1 1 に施策体系図を示します。

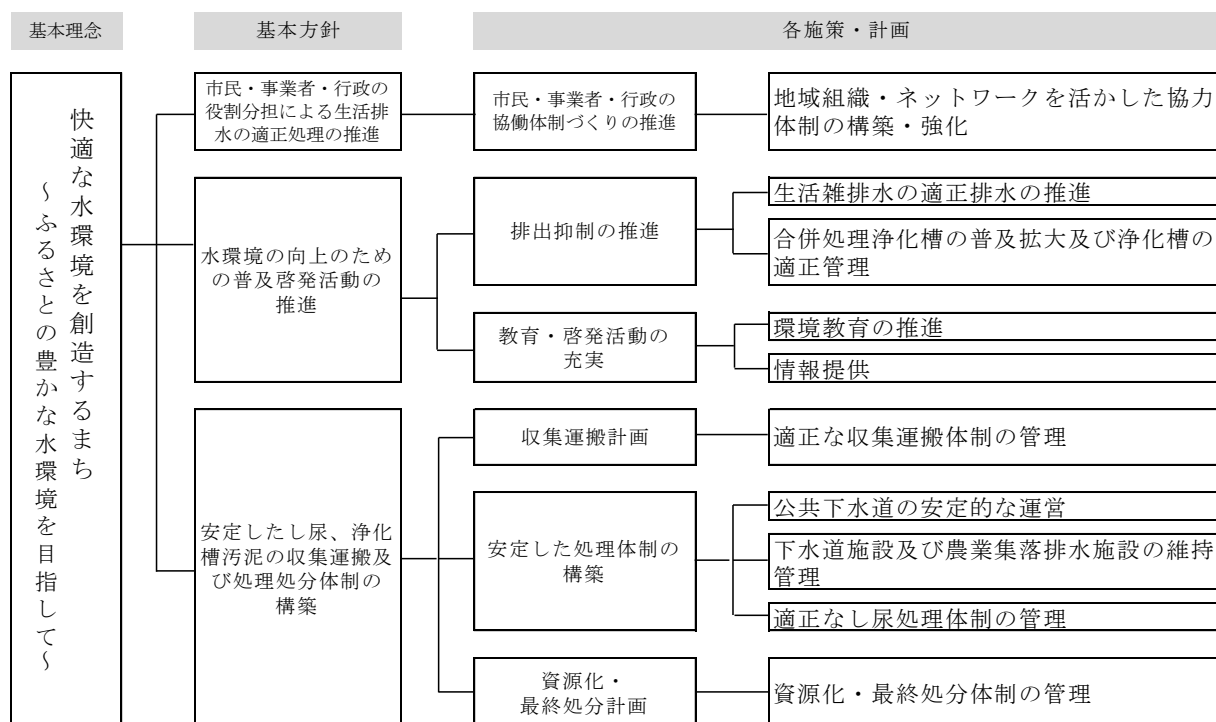


図 4-1 1 施策体系図

4. 3 生活排水処理基本計画

1) 市民・事業者・行政の協働体制づくりの推進

(1) 地域組織・ネットワークを活かした協力体制の構築・強化

表 4-1 1 に各主体の役割を示します。

環境負荷低減を推進していくためには市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解して各々が主体的に継続して取り組んで行く必要があります。

表 4-1 1 各主体の役割

主体	内容
市民	市民一人ひとりが生活排水を排出する当事者であるという責任と自覚を持って生活雑排水の適正排出や浄化槽の適正な維持管理等の環境負荷低減に努めます。また、公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換を速やかに行います。
事業者	事業活動に伴って発生する薬剤や油脂類等の汚染物質については適正な処理を行い、環境負荷低減に努めます。
行政	本市は、水環境保全及び生活排水処理施設整備に向けて市民や事業者の具体的な行動を支援し、総合的・広域的な生活排水処理対策を行います。

2) 排出抑制の推進

(1) 生活雑排水の適正排水の推進

公共用水域の保全の観点から、生活雑排水対策や浄化槽の適正な維持管理を推進するための広報・啓発活動を積極的に実施します。

また、生活雑排水による水質汚濁を防ぐため、洗剤や石鹼の使用量は適量にする、食器を洗う前には油汚れを拭き取る、調理くずや食べ残しは生ごみとして適切に処分し雑排水に含めて排出しない等、生活雑排水に含まれる汚濁物質負荷の削減について広報・啓発による普及を図り、環境負荷の少ないライフスタイルの確立を目指します。

(2) 合併処理浄化槽の普及拡大及び浄化槽の適正管理

公共下水道認可区域外及び農業集落排水施設区域外の地域では、地域の実情に沿って、合併処理浄化槽への転換に向けた指導・啓発を推進し、単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口を減らしていきます。また、合併処理浄化槽の設置者には、適切な維持管理に向けた指導を行います。

3) 教育・啓発活動の充実

(1) 環境教育の推進

生活雑排水対策を推進するためには、市民の意識啓発が必要であり、幼年期からの環境教育を積極的に行う必要があることから、本市で企画している恋瀬川探検隊や茨城県霞ヶ浦環境科学センターを活用した環境学習の拡大を図るほか、霞ヶ浦問題協議会と連携して協議の場を設ける等市民の意識高揚を図り、霞ヶ浦を含めた公共用水域の環境保全に努めます。

(2) 情報提供

市民や事業者に定期的かつ継続的に水質汚濁防止に取り組んでもらうため、広報誌やホームページ、パンフレット等で必要な生活排水処理について情報提供を行います。

4) 収集運搬計画

(1) 適正な収集運搬体制の管理

石岡クリーンセンターに搬入されているし尿及び浄化槽汚泥の収集量を整理・把握し、必要に応じて関係機関との協議を行ったうえで、収集運搬体制の適宜見直しを図ります。さらに、許可業者に対して、生活環境に配慮した収集運搬業務を心がけるよう指導を行います。

5) 安定した処理体制の構築

(1) 公共下水道の安定的な運営

公共下水道認可区域では、下水道接続率向上のための未接続世帯に対する戸別訪問、文書等による指導・啓発を推進し使用料の確保をしていきます。また、下水道事業の安定的な経営を堅持していくため、将来的な経営状況を判断しながら適正な料金の設定を検討します。

(2) 下水道施設及び農業集落排水施設の維持管理

下水道施設の老朽化対策及び農業集落排水施設の維持管理を徹底し、機能維持ならびに処理水や汚泥の適正管理に努めるとともに、災害時でも安定して処理を行えるよう、継続的な事業運営に努めます。

(3) 適正なし尿処理体制の管理

表 4-12 に将来の処理体制を示します。

下水道や合併処理浄化槽の普及によりし尿の処理量は減少し、浄化槽汚泥の占める割合が高くなっています。石岡クリーンセンターでし尿・浄化槽汚泥の量的、質的变化に対応した整備を実施し、安定的な処理を行います。また、今後も現在の処理体制を継続して行えるよう、事業主体との連携を図ります。

表 4-12 将来の処理体制

生活排水処理形態	管理主体 () 内はし尿・浄化槽汚泥処理施設の管理主体	処理施設	将来計画
流域関連公共下水道	本市 (茨城県)	霞ヶ浦浄化センター	継続
流域関連特定環境保全公共下水道	本市 (茨城県)	霞ヶ浦浄化センター	継続
単独特定環境保全公共下水道	本市 (本市)	田伏浄化センター	継続
農業集落排水施設	本市 (本市)	各地域農業集落排水施設	継続
合併処理浄化槽	設置者 (湖北環境衛生組合)	石岡クリーンセンター	継続
単独処理浄化槽	設置者 (湖北環境衛生組合)	石岡クリーンセンター	合併処理浄化槽への移行を促進
し尿汲み取り	設置者 (湖北環境衛生組合)	石岡クリーンセンター	合併処理浄化槽への移行を促進

6) 資源化・最終処分計画

(1) 資源化・最終処分体制の管理

処理後に公共用水域に放流される処理水の水質管理を徹底するほか、中間処理後に発生する脱水汚泥は、更なる堆肥還元先を検討することで堆肥化処理量の拡大及び埋立量の削減を図ります。

第5章 計画の進捗管理

効果的に施策を推進し、ごみ減量目標値を達成するためには施策の実施状況やごみ減量目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要です。

そこで図 5-1 に示すように、計画の実施に当たってはPDCA サイクルを導入し、表 5-1 に示す目標値が達成されているか評価・見直しを計画的に行うものとします。

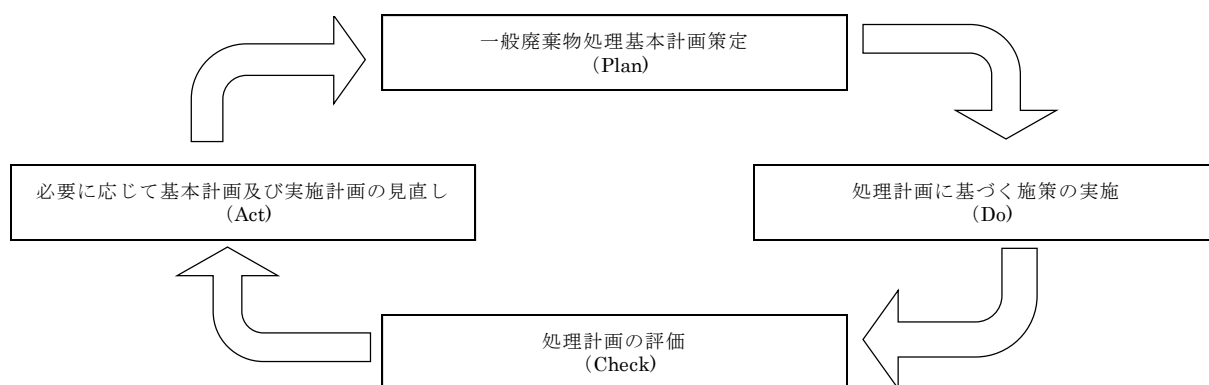


図 5-1 PDCA サイクル

表 5-1 目標値

項目			平成 30 年度 実績値	令和 5 年度 実績値	令和 11 年度 計画目標
ごみ	1 人 1 日当たり 家庭系ごみ排出量	g/人日	765g/人日	約 13%減 (668g/人日)	約 5%減 (635g/人日)
	資源化率	%	22.6%	30.0%	31.0%
生活排水	生活排水処理 普及率	%	91.7%	94.4%	96.9%